

日本私立学校振興・共済事業団（助成業務）の
平成30年度における業務の実績に関する評価

令和元年8月

文部科学大臣

1. 評価対象に関する事項		
法人名	日本私立学校振興・共済事業団	
評価対象事業年度	年度評価	平成 30 年度（第 4 期）
	中期目標期間	平成 30～令和 4 年度

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	文部科学大臣		
法人所管部局	高等教育局	担当課、責任者	私学助成課、井上睦子
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	政策課、塩崎正晴

3. 評価の実施に関する事項	
令和元年 6 月 24 日	日本私立学校振興・共済事業団運営審議会に関係職員を出席させ、「日本私立学校振興・共済事業団助成業務に関する平成 30 年度計画業務実績自己評価書」の説明及び幹事からの意見を聴取した。
令和元年 7 月 3 日	日本私立学校振興・共済事業団（助成業務）の評価等に関する有識者会合を開催し、日本私立学校振興・共済事業団役員等から自己評価に係る説明を聴取するとともに、主務大臣の評価案を諮り、意見を聴取した。

4. その他評価に関する重要事項
特になし

1. 全体の評価						
評価 (S、A、B、C、D)	B	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
		B				
評価に至った理由	法人全体に対する評価に示すとおり、全体として中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。					

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	<p>以下に示すとおり、一部、中期計画に定められた以上の業務の進捗が認められており、全体として、中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められる。</p> <p>事業団は、補助金の適切な配分及び適正な申請を周知徹底するための取組、学校法人のニーズ等を踏まえた貸付事業及び債権の保全・回収、学校法人の経営改善及び教育改革に向けた取組への支援などの充実を図るため、私立学校への支援等に積極的に取り組んでいる。</p> <p>主な具体例としては、<u>補助事業については私立学校振興政策に沿った適切な配分を行うとともに、会計検査院の検査報告において不当と指摘される事案が発生していることを踏まえ、実地調査の実施や、補助金説明会において申請ミスが発生要因と再発防止案を事例ごとに解説するなど、再発防止に向けた取組を継続して実施している。</u>また、私立大学等改革総合支援事業の事業内容に係る調査として、<u>チェック機能強化のために当該年度における私立大学等改革総合支援事業選定前での抽出調査を実施するなど、適正な執行のための取組を実施している。</u>貸付事業については学校法人のニーズに応じた貸し付け条件の見直し等を行うとともに、<u>中期計画・年度計画で目標としている平成30年度末の貸付残高におけるリスク管理債権の割合3.0%以下を、1.21%という数値に抑えている。</u>経営支援・情報提供事業について、<u>事業横断的・一元化プロジェクトチームを設置することで、事業団助成業務の各事業が連携して私立学校に対し経営支援・情報提供等を実施する体制を整え、さらに、特定の課題について検討及び審議を行うためのワーキンググループを設置し、検討を行っている。</u>なお、経営支援・情報提供事業については、事業の意義を踏まえ、フォローアップ等効果検証を行うことが今後期待されると考える。</p> <p>その他特に重大な業務運営上の課題は検出されておらず、全体として順調な組織運営が行われている。</p>
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	順調な組織運営が行われているが、今後の私学を取り巻く一層厳しい環境を鑑みて、貸付規模の確保等に向けた取組を進めるなど、健全な財政運営の維持に向けた取組を行い、事業団財政の中長期的な展望の検討を行うことが求められる。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金の申請段階のミスが発生していることから、引き続き、事案の発生要因の分析や、事業団のチェック機能を強化するための取組を含めた再発防止に向けた取組を充実するとともに、補助金の適正な申請に向けた周知内容の充実を図るなどの取組が望まれる。(P12) ・貸付実績が計画額を大幅に下回っているため、融資相談会の充実を図るなど、引き続き貸付規模を確保するための取組を行うことが望まれる。(P18) ・一者応札となった場合、要因の分析を行うなど、改めて随意契約・一者応札を防ぐような、より適切な方策の検討を行うことが望まれる。(P45) ・貸付規模の確保に向けた取組を進めるほか、健全な財政運営の維持に向けた取組を行い、事業団財政の中長期的な展望の検討を行うことが求められる。(P48)
その他改善事項	特になし
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	特になし

4. その他事項	
監事等からの意見	特になし
その他特記事項	特になし

※ 評価区分は以下のとおりとする。

S：中期目標管理法の活動により、全体として中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。

- A：中期目標管理法人の活動により、全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。
- B：全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。
- C：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。
- D：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

中長期目標（中長期計画）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度		
1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
1. 補助事業	B○ 重	—	—	—	—	1-1	
（1）補助金の適正な配分	B	—	—	—	—		
（2）補助金の適切な配分のための取組	B	—	—	—	—		
（3）補助金申請段階のミスの防止を図る取組等	B	—	—	—	—		
2. 貸付事業	B	—	—	—	—	1-2	
（1）学校法人等の資金需要等を踏まえた適正かつ有効な貸付	B	—	—	—	—		
（2）貸付事業の安定的な運営を図るための取組	A	—	—	—	—		
3. 経営支援・情報提供事業	B○ 重	—	—	—	—	1-3	
（1）教育改革及び経営改善等に向けた支援の取組	B	—	—	—	—		
（2）教育及び経営に関する情報の分析・提供	A	—	—	—	—		
4. 寄付金事業	B重	—	—	—	—	1-4	
（1）財政基盤確立に向けた利用促進のための取組	A	—	—	—	—		
（2）寄付金を確保するための取組	B	—	—	—	—		
5. 学術研究振興基金・資金事業	B	—	—	—	—		
2. 業務運営の効率化に関する事項							
1 効率的な業務運営体制の確立	B	—	—	—	—	2-1	
2 経費等の見直し・効率化	B	—	—	—	—	2-2	
（1）予算の執行状況の定期的な精査	B	—	—	—	—		
（2）経費の見直し、効率化	B	—	—	—	—		
（3）自己収入の確保	A	—	—	—	—		
3 契約の適正化	B	—	—	—	—	2-3	
（1）一般競争入札の状況	B	—	—	—	—		
（2）一者応札の改善に向けた取組	B	—	—	—	—		
（3）契約状況の監事による監査とその公表	B	—	—	—	—		

中長期目標（中長期計画）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度		
3. 財務内容の改善に関する事項							
1 収益の確保、予算の効率的な執行、適切な財務内容の実現	B	—	—	—	—	3-1	
（1）収支計画に沿った適切な運営	B	—	—	—	—		
（2）自己収入確保の状況・当期純損失の発生の解消	B	—	—	—	—		
2 財務内容の管理の適正化	B	—	—	—	—	3-2	
（1）経費配分、業務運営の効率化	B	—	—	—	—		
（2）財務状態の健全性確保	A	—	—	—	—		
3 人件費の適正化	B	—	—	—	—	3-3	
4 予算、収支計画及び資金計画	B	—	—	—	—	3-4	
5 短期借入金の限度額	—	—	—	—	—	3-5	
4. その他業務運営に関する重要事項							
1 内部統制に関する事項	B	—	—	—	—	4-1	
（1）法人のミッションの周知徹底	B	—	—	—	—		
（2）内部監査の充実・強化	B	—	—	—	—		
（3）リスク管理	B	—	—	—	—		
2 情報セキュリティに関する事項	B	—	—	—	—	4-2	
（1）セキュリティ研修	B	—	—	—	—		
（2）セキュリティ監査	B	—	—	—	—		
3 事業に関する情報開示	B	—	—	—	—	4-3	
（1）ホームページ等を活用した情報開示	B	—	—	—	—		
（2）公表資料のホームページへの掲載	A	—	—	—	—		
4 施設・設備に関する事項	B	—	—	—	—	4-4	
5 人事に関する事項	B	—	—	—	—	4-5	
6 研修等助成に関する事項	—	—	—	—	—	4-6	
7 中期目標期間を超える債務負担	—	—	—	—	—	4-7	

※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。

※2 難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

※3 重点化の対象とした項目については、各標語の横に「重」を付す。

※4 「項目別調書 No.」欄には、平成 30 年度の項目別評定調書の項目別調書 No. を記載。

※5 評定区分は以下のとおりとする。

S：中期目標管理法人の活動により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の 120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）。

A：中期目標管理法人の活動により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の 120%以上とする。）。

B：中期計画における所期の目標を達成していると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の 100%以上 120%未満）。

C：中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の 80%以上 100%未満）。

D：中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の 80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合）。

なお、「Ⅱ. 業務運営の効率化に関する事項」、「Ⅲ. 財務内容の改善に関する事項」及び「Ⅳ. その他の事項」のうち、内部統制に関する評価等、定性的な指標に基づき評価せざるを得ない場合や、一定の条件を満たすことを目標としている場合など、業務実績を定量的に測定しがたい場合には、以下の評定とする。

S：－

A：難易度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。

B：目標の水準を満たしている（「A」に該当する事項を除く。）。

C：目標の水準を満たしていない（「D」に該当する事項を除く。）。

D：目標の水準を満たしておらず、主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合を含む、抜本的な業務の見直しが必要。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-1	国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 補助事業		
業務に関連する政策・施策	政策目標 6 私学の振興 施策目標 6-1 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	日本私立学校振興・共済事業団法 第 23 条第 1 号
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」（私学助成の配分見直し等については、「経済財政運営と改革の基本方針 2017」にも掲げられており、喫緊の課題であるため）	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和元年度行政事業レビュー番号 0157

2. 主要な経年データ															
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
指標等		達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度		平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	
アンケート 理解度 (全体)	計画値	90.0%以上	90.0%	90.0%以上					予算額（千円）	317,614,189					
	実績値		98.4%	98.3%						決算額（千円）	318,838,888				
	達成度		109.3%	109.2%							経常費用（千円）	318,837,697			
説明会 実施回数 (実践編)	計画値	9回以上		9回以上					経常利益（千円）	-389,306					
	実績値		9回	10回						行政サービス実施 コスト（千円）	315,305,082				
	達成度			111.1%							従事人員数	23			
説明会 実施回数 (基礎編)	計画値	8回以上		8回以上											
	実績値		8回	8回											
	達成度			100.0%											

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 3. 1 補助事業 (1)各私立大学等に対する補助金の交付については、関係法令及び交付要綱等を遵守した適正な配分を行う。	1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 1 補助事業 (1)各私立大学等に対する補助金の交付については、関係法令及び交付要綱等を遵守し、必要に応じて取扱要領、配分基準を改正し、適正な配分を行う。	1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 1 補助事業 (1)各私立大学等に対する補助金の交付については、関係法令及び交付要綱等を遵守し、必要に応じて取扱要領、配分基準を改正し、適正な配分を行う。	<指標> ・各私立大学等に対する適正な補助金の配分が行われたか。 <目標水準等の考え方> ・各私立大学等に対する適正な補助金の配分が行われたか。	1 補助事業 (1) 交付要綱の改正、配分方法の見直し等により、取扱要領及び配分基準を改正した。 ・第一次交付時改正 (11月13日) ・最終交付時改正 (31年3月11日)	1 補助事業 <評価> B (1) 補助金の適正な配分 <評価> B <評価の根拠> 交付要綱の改正、配分方法の見直し等により、取扱要領及び配分基準を改正し、適正な配分を行った。 <課題と対応> なし	評価	B
(2) 文部科学省の政策に沿って、配分方法を適時適切に見直すとともに、各私立大学等の教育研究の質の向上に資する取組、定員充足状況、教育情報・財務情報の公表状況等に応じた増減の厳格化など、一層のメリハリある配分・	(2) 補助金の適切な配分を行うため、以下の取組を行う。 ① 文部科学省の政策に沿って、文部科学省と協議を行い、配分の方法を適時適切に見直すとともに、各私立大学等	(2) 補助金の適切な配分を行うため、以下の取組を行う。 ① 一般補助において、定員未充足に対する調整係数や経営・財務情報の非公開による減額の強化、教育の質に係る	<指標> ・文部科学省の政策に沿った配分方法の見直し、メリハリのある配分が行われたか。また、補助事業の効果検証が行われたか (有識者の意見を参考に判断する) <関連指標>	(2) 補助金の適切な配分を行うための取組 ① 30年度及び次年度以降の配分方法の見直し ② 30年度の配分方法の見直し ・私立大学等改革総合支援事業について、教育の質的転換や、産業界・他大学等との連携、地域におけるプラットフォーム形成による資源の集中化・共有など、特色化・機能強化に向けた改革に全学的・組織的に取り組む大学等を重点的に支援するため、次のと	(2) 補助金の適切な配分を行うための取組 <評価> B <評価の根拠> 一般補助においては、定員未充足の学部等に対する増減率及び財務情報を公表していない大学等に対する増減率による減額を強化し、	<評価に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 <評価すべき実績> 各私立大学等に対する補助金の交付について、取扱要領及び配分基準を改正することで適正な配分を実施している。 <今後の課題・指摘事項> — <その他事項> —	<評価に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 <評価すべき実績> 平成30年度については、一般補助において定員充足状況や財務情報の公表状況に応じた増減率による減額を強化するとともに、教育の質に係る客観的指標による増減率を

<p>重点支援を実施する。併せて、補助金の効果的・効率的な交付に資するため、補助事業の効果検証を行う。</p>	<p>の教育研究の質の向上に資する取組、定員充足状況、教育情報・財務情報の公表状況等に応じた増減の厳格化など、一層のメリハリある配分・重点支援を実施する。</p>	<p>客観的指標の導入を行うとともに、特別補助における交付要件・対象の見直しを行う。また、次年度以降の配分に向けて、教育研究の質の向上に資する取組等に係る配分方法の見直しを行う。</p>	<p>・各私立大学等の教育研究の質の向上に資する取組、定員充足状況、教育情報・財務情報の公表状況：平成29年度実績値（又は平成30年度実績値）を基準とする。</p> <p><目標水準等の考え方></p> <p>・文部科学省の政策に沿った配分方法の見直し、メリハリのある配分が行われたか。また、補助事業の効果検証が行われたか：有識者の意見を参考に判断する。</p> <p>・補助金の配分の基礎となる各私立大学等の教育研究の質の向上に資する取組、定員充足の状況、教育情報・財務情報の公表状況について、増減の厳格化など一層メリハリある配分・重点支援を実施した効果を検証する必要があることから、平成29年度実績値（又は平成30年度実績値）と比して、改善状況を毎年度確認</p>	<p>おり見直した（一般補助・特別補助）。</p> <p>【タイプ及び選定校数】</p> <p>タイプ1「教育の質的転換」 ……200校程度</p> <p>タイプ2「産業界との連携」 ……50校程度</p> <p>タイプ3「他大学等との広域・分野連携」 ……50校程度</p> <p>タイプ4「グローバル化」 ……80校程度</p> <p>タイプ5「プラットフォーム形成」 ……20～40グループ（120校程度）</p> <p>・私立大学等経営強化集中支援事業について、地方の中小規模私立大学等に対し、経営強化集中支援期間において経営改革・経営基盤の強化に取り組む大学等へ集中支援事業を行うため、次のとおり見直した（特別補助）。</p> <p>【支援対象校の選定】</p> <p>収容定員充足率が50%から99%までの収容定員2,000人以下の地方の中小規模私立大学等のうち40～50校程度。</p> <p>【選定・配分方法】</p> <p>入学者数の増、収支状況の改善、組織体制の強化等のKPI（重要評価指標）を盛り込んだ経営改革計画及び経営改善状況を審査・選定、評価結果に応じて傾斜配分し、32年度までの3年間の継続支援を行う。</p> <p>また、選定校は毎年度、経営改革計画の進捗状況に応じ、配分額の減額、停止などの見直しを実施する。</p> <p>・財務省の予算執行調査において、今後の改善点・検討の方向性として、調整係数の更なる強化が示されたことにより、配分基準の「学部等ごとの収容定員に対する在籍学生数の割合による増減率表」における定員未充足の学部等に対する増減率表を細分化し強化することとした（一般補助）。</p> <p>・財務省の予算執行調査において、今後の改善点・検討の方向性として、教育の質に係る客観的な指標の導入が示されたことにより、私立大学等改革総合支援事業（タイプ1）の調査項目を参考に、「教育の質に係る客観的指標による増減率」を導入することとした（一般補助）。</p> <p>・積極的な情報の公開を促進するため、「情報の公表の実施状況による増減率」のうち、財務情報を公表していない大学等について減額を強化することとした（一般補助）。</p> <p>・知の創出をはじめ科学技術イノベーション活動の中核を担う若手研究者の育成と活躍促進のための取組等を行う大学等を重点的に支援するため、若手研究者採用に向けた人事計画を策定し、若手研究者の育成と活躍促進のための取組等を行っている大学等に対</p>	<p>教育の質に係る客観的指標による増減率を導入することでメリハリある配分を行った。特別補助においては交付要件の見直しを行った。また、次年度以降の配分に向けて教育の質に係る調査研究により、私学助成の配分見直しの検討を行った。</p> <p><課題と対応> なし</p>	<p>導入し、特別補助については交付要件を見直すことで、メリハリのある配分を実施している。また、次年度以降の配分についても教育の質に係る調査研究を行うことで配分見直しの検討を行った。</p> <p><今後の課題・指摘事項> —</p> <p><その他事項> —</p>
---	---	---	--	---	--	--

			<p>し、著しく増減があった場合、評価に考慮する。</p> <p><重要度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・私学助成の配分見直し等については、「経済財政運営と改革の基本方針2017」にも掲げられており、喫緊の課題であるため、重要度を「高」とする。 <p><3期中期評価:主な課題、指摘事項></p> <p>社会に求められている教育へのアクセス向上や大学教育の質の向上等の課題に対応するための方策や、補助事業の効果検証・その結果を踏まえた見直し等について、文部科学省と連携して、検討・実施することが求められる。</p>	<p>し増額することとした（特別補助）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財務省の予算執行調査において、今後の改善点・検討の方向性として、数年間定員未充足な状態が継続する大学等に対する補助金の減額を行うことが示されたことにより、次に掲げる全てに該当する大学等について、30年度の特別補助額に一定率を乗じて算定した額を減額することとした。 * 当該年度の5月1日現在の在籍学生数の収容定員に対する割合が75%未満であるもの * 当該年度を含む過去5ヵ年度の各年度の5月1日現在の在籍学生数の収容定員に対する割合が、連続して前年度を下回るもの * 当該年度において、過去5ヵ年度の各年度の事業活動収支差額がマイナスであるもの * 30年度に導入する「教育の質に係る客観的指標による増減率」がマイナスであるもの ・既設学部・学科の定員減を伴い、新たに設置された学部・学科については、学生経費、厚生補導費の補助金基準額について、既設学部・学科において減じた入学定員において算出していたが、より適正な配分を行うため、専任教員等給与費、教員経費、研究旅費についても、増加した入学定員の割合に応じて補助金基準額を算出することとした（一般補助）。 ・平成30年7月豪雨等からの復興支援（30年度補正予算（第1号））及び平成30年北海道胆振東部地震からの復興支援（30年度補正予算（第2号）） <p>「平成30年7月豪雨」及び「平成30年北海道胆振東部地震」により被災し、私立学校施設の災害復旧補助の対象となる私立大学等を設置する学校法人に対し、教育研究活動の円滑かつ迅速な再開に寄与することを目的として増額措置の支援を行った。</p> <p>また、被災した学生を対象とした授業料減免等を行う私立大学等を設置する学校法人に対し、その事業費の一部について増額措置の支援を行った（特別補助）。</p> <p>○次年度以降の配分方法の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育の質に係る客観的指標の見直しにあたって、6月22日、7月12日に指標策定の方向性、11月26日に指標の具体的な内容について「教育の質に係る調査研究」を開催した。 ・「教育の質に係る調査研究」の結果により、私学助成の配分見直しの検討を行った。 ・特別補助における交付要件・対象の見直しについて、現状分析を行い、要件の整理・検討を行った。 		
--	--	--	--	--	--	--

②適正な定員管理を促すため、不交付となる入学定員超過率を強化する。

②定員管理の厳格化

○不交付となる入学定員超過率に関する取扱い

不交付となる入学定員超過率に関する取扱いを以下のとおり改定し、定員管理の厳格化を図った。

不交付となる入学定員充足率「学部等単位」又は「学校単位」

【改正前】

収容定員	8,000人未満	8,000人以上
27年度	1.30倍以上	1.20倍以上

【改正後】

収容定員	4,000人未満	4,000人以上 8,000人未満	8,000人以上
28年度	1.30倍以上	1.27倍以上	1.17倍以上
29年度	1.30倍以上	1.24倍以上	1.14倍以上
30年度	1.30倍以上	1.20倍以上	1.10倍以上

上記措置導入時（27年度）に予定されていた31年度以降の対応のうち「入学定員充足率が0.95倍以上、1.0倍以下の場合には、一定の増額措置を行う」としていたことについて、入学定員のより厳格な管理及び学生確保に向けたより一層の努力を促す観点から、入学定員充足率が0.9倍以上、1.0倍以下の場合には、以下のとおり「学部等ごとの入学定員に対する入学者数の割合（入学定員充足率）による増減率」により補助金の基準額を増額する措置を31年度より行うこととした。

【学部等ごとの入学定員に対する入学者数の割合（入学定員充足率）による増減率】

入学定員充足率	100%～95%	94%～90%
増額割合	+4%	+2%

※医歯学部を除く

また、「入学定員充足率が1.0倍を超える入学者がいる場合、超過入学者数に応じた学生経費相当額を減額する措置を導入する」としていたことについては、28年度から30年度までの3年間にわたって段階的に実施した不交付となる入学定員超過率の厳格化により、三大都市圏における入学定員超過や三大都市圏以外の地域における入学定員未充足の改善、三大都市圏に所在する大・中規模大学における入学定員を超える入学者数の縮減といった効果が見られることや、上記の「入学定員充足率が1.0倍以下の場合の増額措置」を実施することを踏まえて、当面実施を見送り、上記措置の実施状況及

〈評定の根拠〉

適正な定員管理を促すため、不交付となる入学定員超過率を強化した。

〈課題と対応〉

なし

〈評価すべき実績〉

不交付となる入学定員超過率を強化することによって、定員管理の適正化を促した。

〈今後の課題・指摘事項〉

—

〈その他事項〉

—

		<p>②補助金の効果的・効率的な交付に資するため、文部科学省と連携して、例として「授業料減免の実態調査」や「私学助成を通じた私立大学の特色ある取組に関する調査研究」など、補助事業の効果検証を行う。</p>	<p>③補助金の効果的・効率的な交付に資するため、文部科学省と連携して「授業料減免の実態調査」や「私学助成を通じた私立大学の特色ある取組に関する調査研究」など、補助事業の効果検証に着手する。</p>		<p>び効果等を検証しつつ、3年後を目途に実施の要否を検討することとした。</p> <p>③補助事業の効果検証</p> <ul style="list-style-type: none"> 「授業料減免の実態調査（奨学費支出調査）」については、5月17日に調査票を電子窓口に掲載し、調査結果を文部科学省へ7月25日に速報値、8月28日に最終結果を報告した。 「私学助成を通じた私立大学の特色ある取組に関する調査研究」については、32法人33校に対して訪問し、事例収集を実施した。 <table border="0"> <tr> <td>・北海道地区</td> <td>北海道</td> <td>2法人</td> <td>2校</td> <td>(8月29・30日)</td> </tr> <tr> <td>・東北地区</td> <td>青森県</td> <td>1法人</td> <td>1校</td> <td>(9月25日)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>宮城県</td> <td>1法人</td> <td>1校</td> <td>(9月26日)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>山形県</td> <td>1法人</td> <td>1校</td> <td>(9月27日)</td> </tr> <tr> <td>・関東地区</td> <td>群馬県</td> <td>1法人</td> <td>1校</td> <td>(10月12日)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>千葉県</td> <td>1法人</td> <td>1校</td> <td>(9月5日)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>東京都</td> <td>4法人</td> <td>4校</td> <td>(10月18・30・31日、12月4日)</td> </tr> <tr> <td>・北陸地区</td> <td>富山県</td> <td>1法人</td> <td>2校</td> <td>(9月12日)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>福井県</td> <td>1法人</td> <td>1校</td> <td>(9月13日)</td> </tr> <tr> <td>・甲信越地区</td> <td>山梨県</td> <td>1法人</td> <td>1校</td> <td>(10月16日)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>長野県</td> <td>1法人</td> <td>1校</td> <td>(10月17日)</td> </tr> <tr> <td>・中部地区</td> <td>岐阜県</td> <td>1法人</td> <td>1校</td> <td>(10月12日)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>静岡県</td> <td>1法人</td> <td>1校</td> <td>(11月1日)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>愛知県</td> <td>2法人</td> <td>2校</td> <td>(11月2日)</td> </tr> <tr> <td>・近畿地区</td> <td>滋賀県</td> <td>1法人</td> <td>1校</td> <td>(10月10日)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>京都府</td> <td>1法人</td> <td>1校</td> <td>(10月11日)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>大阪府</td> <td>2法人</td> <td>2校</td> <td>(10月22・24日)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>兵庫県</td> <td>2法人</td> <td>2校</td> <td>(10月23・24日)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>奈良県</td> <td>1法人</td> <td>1校</td> <td>(10月25日)</td> </tr> <tr> <td>・中国地区</td> <td>広島県</td> <td>2法人</td> <td>2校</td> <td>(9月19・20日)</td> </tr> <tr> <td>・九州地区</td> <td>福岡県</td> <td>2法人</td> <td>2校</td> <td>(10月12日、11月8日)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>長崎県</td> <td>1法人</td> <td>1校</td> <td>(11月7日)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>大分県</td> <td>1法人</td> <td>1校</td> <td>(11月9日)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td>32法人</td> <td>33校</td> <td></td> </tr> </table> <p>「授業料減免の実態調査（授業料減免事業を実施）」については、5法人5校へ訪問して事例収集を実施し、31年3月28日にホームページに公表した。</p> <table border="0"> <tr> <td>・北海道地区</td> <td>北海道</td> <td>2法人</td> <td>2校</td> <td>(31年1月22日、2月1日)</td> </tr> <tr> <td>・関東地区</td> <td>東京都</td> <td>1法人</td> <td>1校</td> <td>(31年1月31日)</td> </tr> <tr> <td>・北陸地区</td> <td>石川県</td> <td>1法人</td> <td>1校</td> <td>(31年1月28日)</td> </tr> <tr> <td>・近畿地区</td> <td>大阪府</td> <td>1法人</td> <td>1校</td> <td>(31年2月7日)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td>5法人</td> <td>5校</td> <td></td> </tr> </table>	・北海道地区	北海道	2法人	2校	(8月29・30日)	・東北地区	青森県	1法人	1校	(9月25日)		宮城県	1法人	1校	(9月26日)		山形県	1法人	1校	(9月27日)	・関東地区	群馬県	1法人	1校	(10月12日)		千葉県	1法人	1校	(9月5日)		東京都	4法人	4校	(10月18・30・31日、12月4日)	・北陸地区	富山県	1法人	2校	(9月12日)		福井県	1法人	1校	(9月13日)	・甲信越地区	山梨県	1法人	1校	(10月16日)		長野県	1法人	1校	(10月17日)	・中部地区	岐阜県	1法人	1校	(10月12日)		静岡県	1法人	1校	(11月1日)		愛知県	2法人	2校	(11月2日)	・近畿地区	滋賀県	1法人	1校	(10月10日)		京都府	1法人	1校	(10月11日)		大阪府	2法人	2校	(10月22・24日)		兵庫県	2法人	2校	(10月23・24日)		奈良県	1法人	1校	(10月25日)	・中国地区	広島県	2法人	2校	(9月19・20日)	・九州地区	福岡県	2法人	2校	(10月12日、11月8日)		長崎県	1法人	1校	(11月7日)		大分県	1法人	1校	(11月9日)		計	32法人	33校		・北海道地区	北海道	2法人	2校	(31年1月22日、2月1日)	・関東地区	東京都	1法人	1校	(31年1月31日)	・北陸地区	石川県	1法人	1校	(31年1月28日)	・近畿地区	大阪府	1法人	1校	(31年2月7日)		計	5法人	5校		<p>〈評定の根拠〉</p> <p>補助事業の効果検証に着手するため「授業料減免の実態調査」の結果を文部科学省へ報告し、「私学助成を通じた私立大学の特色ある取組に関する調査研究」の事例収集を実施した。</p> <p>〈課題と対応〉</p> <p>なし</p>	<p>〈評価すべき実績〉</p> <p>「授業料減免の実態調査」、「私学助成を通じた私立大学の特色ある取組に関する調査研究」の事例収集などを通じて、補助事業の効果検証に着手した。</p> <p>〈今後の課題・指摘事項〉</p> <p>—</p> <p>〈その他事項〉</p> <p>—</p>
・北海道地区	北海道	2法人	2校	(8月29・30日)																																																																																																																																																				
・東北地区	青森県	1法人	1校	(9月25日)																																																																																																																																																				
	宮城県	1法人	1校	(9月26日)																																																																																																																																																				
	山形県	1法人	1校	(9月27日)																																																																																																																																																				
・関東地区	群馬県	1法人	1校	(10月12日)																																																																																																																																																				
	千葉県	1法人	1校	(9月5日)																																																																																																																																																				
	東京都	4法人	4校	(10月18・30・31日、12月4日)																																																																																																																																																				
・北陸地区	富山県	1法人	2校	(9月12日)																																																																																																																																																				
	福井県	1法人	1校	(9月13日)																																																																																																																																																				
・甲信越地区	山梨県	1法人	1校	(10月16日)																																																																																																																																																				
	長野県	1法人	1校	(10月17日)																																																																																																																																																				
・中部地区	岐阜県	1法人	1校	(10月12日)																																																																																																																																																				
	静岡県	1法人	1校	(11月1日)																																																																																																																																																				
	愛知県	2法人	2校	(11月2日)																																																																																																																																																				
・近畿地区	滋賀県	1法人	1校	(10月10日)																																																																																																																																																				
	京都府	1法人	1校	(10月11日)																																																																																																																																																				
	大阪府	2法人	2校	(10月22・24日)																																																																																																																																																				
	兵庫県	2法人	2校	(10月23・24日)																																																																																																																																																				
	奈良県	1法人	1校	(10月25日)																																																																																																																																																				
・中国地区	広島県	2法人	2校	(9月19・20日)																																																																																																																																																				
・九州地区	福岡県	2法人	2校	(10月12日、11月8日)																																																																																																																																																				
	長崎県	1法人	1校	(11月7日)																																																																																																																																																				
	大分県	1法人	1校	(11月9日)																																																																																																																																																				
	計	32法人	33校																																																																																																																																																					
・北海道地区	北海道	2法人	2校	(31年1月22日、2月1日)																																																																																																																																																				
・関東地区	東京都	1法人	1校	(31年1月31日)																																																																																																																																																				
・北陸地区	石川県	1法人	1校	(31年1月28日)																																																																																																																																																				
・近畿地区	大阪府	1法人	1校	(31年2月7日)																																																																																																																																																				
	計	5法人	5校																																																																																																																																																					

<p>(3) 補助金の申請段階のミスの防止を図るとともに、補助金の適正な使用を徹底するため、補助金説明会の充実等の取組を行い、各私立大学等の補助金制度への理解を深める。</p>	<p>(3) 補助金の申請段階のミスの防止を図るとともに、適正な使用を徹底するために、補助金説明会の充実、申請書類の見直し等の取組を行い、各私立大学等の補助金制度への理解を深める。特に補助金説明会については、実践編を年間9回以上・基礎編を年間8回以上実施し、説明会資料を工夫・充実するなど内容の充実を図り、補助金説明会後に実施するアンケートにおける理解度を毎年度90%以上とする。</p>	<p>④ 補助事業に関する成果の公表のため、フォーラムを開催する。</p> <p>(3) 補助金の申請段階のミスの防止を図るとともに、適正な使用を徹底するため、以下の取組を行う。</p> <p>① 補助金説明会について、参加者の習熟度やニーズ等に応じて、コース別の説明会として、実践編を9回以上・基礎編を8回以上実施する。その際、会計検査院実地検査における指摘例をもとに、申請ミスの発生要因を分析し再発防止に向けた説明内容を充実する。</p>	<p><指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金説明会の実施回数及びアンケートにおける理解度：実践編9回以上、基礎編8回以上(平成28年度実績値：実践編9回、基礎編8回)、理解度90%以上(平成28年度実績値：実践編94%、基礎編87.5%) ・アンケート結果を踏まえて説明会の内容の充実を図ったか <p><目標水準等の考え方></p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金説明会の実施回数及びアンケートにおける理解度：達成された場合、B評価とする。 ・アンケート結果を踏まえて説明会の内容の充実を図ったか：達成された場合、B評価と 	<p>④ フォーラムの開催</p> <p>補助事業に関する成果の公表のためのフォーラムの開催について、以下の2会場で開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪会場(31年3月1日) ・東京会場(31年3月8日) <p>(3) 補助金の申請段階のミスの防止を図るとともに、適正な使用を徹底するため、以下の取組を行った。</p> <p>① 私立大学等経常費補助金説明会の実施</p> <p>学校法人において補助金事務を初めて経験する者等を対象とした「基礎編」、補助金事務責任者を含む担当者等を対象とした「実践編」の2コースにより説明会を開催した。</p> <p>基礎編では、昨年度のアンケート結果を踏まえ、補助金業務の初心者に理解してほしい内容に重点を置いた「補助金制度の概要について」、「各種調査票(申請書類)と補助金事務の流れについて」及び「各種調査票(申請書類)と補助金計算の関係について」のプログラム構成とした。</p> <p>実践編では、配分方法の変更点、申請上の留意点及び会計検査院の実地検査状況等について説明し、それぞれ補助金の適正な申請及び使用に関する注意を喚起した。</p> <p>特に会計検査院の実地検査については、前年度の検査報告で不当事項として指摘された事項について、申請ミスの発生原因と再発防止案を事例ごとに詳しく解説することにより、同種の事態を引き起こさないよう注意を喚起し、再発防止を促した。</p> <p>また、より多くの参加者に周知するため、29年度と同様、全国7会場で開催し、基礎編を8回、実践編を10回実施した。</p> <p>その結果、参加法人数、参加人数は述べ1,336法人、5,041人となった。</p>	<p><評定の根拠></p> <p>フォーラムを開催し、補助事業に関する成果を公表した。</p> <p><課題と対応></p> <p>なし</p> <p>(3) 補助金申請段階のミスの防止を図る取組等</p> <p><評定> B</p> <p><評定の根拠></p> <p>「基礎編」及び「実践編」のコース別で説明会を開催し、実践編を10回、基礎編を8回と、目標の実践編9回以上・基礎編8回以上を達成できたこと、また、会計検査院の実地検査状況の説明において、不当事項として指摘された事項について、申請ミスの発生原因と再発防止案を事例ごとに詳しく解説することにより、注意を喚起し、再発防止を促した。</p> <p><課題と対応></p> <p>なし</p>	<p><評価すべき実績></p> <p>補助事業に関する成果公表のためのフォーラムを2回開催した。</p> <p><今後の課題・指摘事項></p> <p>—</p> <p><その他事項></p> <p>—</p> <p>(3) 補助金申請段階のミスの防止を図る取組等</p> <p>(評定) B</p> <p><評定に至った理由></p> <p>中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。</p> <p><評価すべき実績></p> <p>「実践編」と「基礎編」のコース別に分けた説明会について、実践編は9回以上、基礎編は8回以上の開催を目標としているところ、実践編は10回、基礎編は8回、それぞれ実施しており目標を達成できている。</p> <p>説明会においては会計検査院の実地検査状況説明において不当事項として指摘された事項について発生原因や再発防止案を事例ごとに詳細に解説をするなど、注意を喚起することで再発防止を促している。</p> <p><今後の課題・指摘事項></p> <p>補助金の申請段階のミスが発生していることから、引き続き、事案の発生要因の分析や、事業団のチェック機能を強化するための取組を含めた再発防止に向けた取組を充実するとともに、補助金の適正な申請に向けた周知内容の充実を図るなどの取組が望まれる。</p> <p><その他事項></p> <p>—</p>
--	--	---	--	---	---	--

する。

<29年度評価：主な課題、指摘事項>

会計検査院の検査報告において、一般補助や私立大学等改革総合支援事業等について不当と指摘される事案が発生していることから、引き続き、事案の発生要因の分析や、事業団のチェック機能を強化するための取組を含めた再発防止に向けた取組を充実するとともに、補助金の適正な申請に向けた周知内容の充実を図るなどの取組が望まれる。

②補助金説明会の理解度等のアンケートを実施し、理解度を90%以上とする。また、アンケート結果を踏まえて説明会の内容の充実を図る。

<29年度評価：有識者からの意見>

有識者から、「補助金の適正な申請に向けた周知内容の充実を図るとともに、事業団のチェック機能を強化するための取組を行うことが望まれる。」との意見があった。

<3期中期評価：主

【基礎編】

開催日	会場		参加法人数	参加人数
6月4日、6日	東京	文京学院大学	224	809
6月12日	仙台	東北福祉大学	24	82
6月13日	名古屋	中京大学	54	167
6月19日	京都	京都産業大学	115	332
6月20日	札幌	北海学園大学	24	89
6月27日	福岡	福岡工業大学	67	217
7月5日	金沢	金沢工業大学	13	51
計			521	1,747

【実践編】

開催日	会場		参加法人数	参加人数
6月5日、7日、8日	東京	文京学院大学	353	1,489
6月13日	仙台	東北福祉大学	38	167
6月14日	名古屋	中京大学	71	321
6月20日、21日	京都	京都産業大学	220	681
6月21日	札幌	北海学園大学	31	144
6月28日	福岡	福岡工業大学	88	403
7月6日	金沢	金沢工業大学	14	89
計			815	3,294

両コースの参加法人数および参加人数合計	1,336	5,041
---------------------	-------	-------

②私立大学等経常費補助金説明会の理解度

昨年度のアンケート結果を踏まえ、基礎編において、補助金業務の初心者に理解してほしい内容に重点を置いたプログラム構成とし、参加者全員を対象にアンケートを実施した結果、参加者の理解度は98.3%で目標値90%を超えた。

内訳は、基礎編が97.6%であり、実践編が98.5%であった。

なお、昨年度に引き続きアンケートの回収方法を、後日、電子窓口にて提出してもらう方式にした結果、回収率が基礎編で97.7%、実践編で94.0%、合計95.3%となった。

〈評定の根拠〉

補助金説明会におけるアンケート結果において、理解度が98.3%と、全体目標の90%以上を達成できた。

また、昨年度のアンケート結果を踏まえ、基礎編において説明内容の充実を図った。

〈課題と対応〉

なし

〈評価すべき実績〉

補助金説明会におけるアンケートにおいて理解度90%以上を目標としているところ、98.3%の理解度を達成している（基礎編97.6%、実践編98.5%）。

また、基礎編の説明会では前年度のアンケート結果を踏まえて説明内容の充実を図っている。

〈今後の課題・指摘事項〉

—

〈その他事項〉

—

		<p>③各私立大学等の 実地調査を行い、補助金の適正な執行の確認を行うとともに申請事務等の指導・助言を行う。</p>	<p>な課題、指摘事項 > 会計検査院の検査報告における指摘事項の再発防止策については、学校法人に対し、事例も含めた文書での注意喚起などの取組を適時・適切に行っているが、依然として、指摘を受ける事案が生じていることから、補助金の適正な申請等に向けて、引き続き、周知内容の充実を図るなどの取組が求められる。</p>	<p>③補助金交付法人への実地調査 補助金の適正な申請及び使用の状況を確認するため、47 法人 71 校に対して、事業団による実地調査及び会計検査院検査が過去 4 年間未実施、私立大学等改革総合支援事業もしくは経営強化集中支援事業の選定校、および補助対象となつてから一度も調査が行われていない学校を対象に実地調査を行った。</p> <p>調査の結果、申請上の軽微なミスは散見されるものの、法人の管理運営を問うような「不適正な事項」と判断される事例はなかった。</p> <table border="0"> <tr> <td>・北海道地区</td> <td>北海道</td> <td>4 法人</td> <td>6 校</td> <td>(11月27・28・29・30日)</td> </tr> <tr> <td>・東北地区</td> <td>福島県</td> <td>4 法人</td> <td>6 校</td> <td>(31年2月18・19・20・21日)</td> </tr> <tr> <td>・関東地区</td> <td>群馬県</td> <td>1 法人</td> <td>1 校</td> <td>(11月29日)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>埼玉県</td> <td>1 法人</td> <td>1 校</td> <td>(10月18日)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>千葉県</td> <td>2 法人</td> <td>3 校</td> <td>(31年2月28日)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>東京都</td> <td>10 法人</td> <td>13 校</td> <td>(11月13・15・20・22・30日、12月4・18・21日・31年3月20日)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>神奈川県</td> <td>4 法人</td> <td>5 校</td> <td>(11月19・20日、12月12・14日)</td> </tr> <tr> <td>・北陸地区</td> <td>富山県</td> <td>1 法人</td> <td>2 校</td> <td>(11月28日)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>石川県</td> <td>1 法人</td> <td>2 校</td> <td>(11月27日)</td> </tr> <tr> <td>・中部地区</td> <td>愛知県</td> <td>3 法人</td> <td>5 校</td> <td>(11月13・14・15日)</td> </tr> <tr> <td>・近畿地区</td> <td>京都府</td> <td>3 法人</td> <td>6 校</td> <td>(12月12・13・14日)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>大阪府</td> <td>3 法人</td> <td>6 校</td> <td>(11月14・15・16日)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>兵庫県</td> <td>2 法人</td> <td>2 校</td> <td>(10月31、11月2日)</td> </tr> <tr> <td>・中国地区</td> <td>岡山県</td> <td>1 法人</td> <td>3 校</td> <td>(11月1日)</td> </tr> <tr> <td>・九州地区</td> <td>福岡県</td> <td>3 法人</td> <td>6 校</td> <td>(10月23・24・25日)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>熊本県</td> <td>4 法人</td> <td>4 校</td> <td>(12月18・19・20・21日)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td>47 法人</td> <td>71 校</td> <td></td> </tr> </table> <p>○私立大学等改革総合支援事業の事業内容に係る調査 改革総合支援事業について、会計検査院の検査報告において不当と指摘される事案が発生していることから、チェック機能を強化するため、従前から実施している交付後の実地調査に加え、当該年度における私立大学等改革総合支援事業選定前での抽出調査（電話・郵送等による根拠資料の確認）を実施した。</p> <p>④配分方法の変更点、申請上の注意点等の注意喚起及び周知 ○各調査票を電子窓口に掲載する際、質問が多く寄せられた事項について、Q&Aを添付し周知 （電子窓口掲載状況）</p> <table border="0"> <tr> <td>・4月16日</td> <td>私立大学研究ブランディング事業調査票</td> </tr> <tr> <td>・4月26日</td> <td>一般補助調査票（学生数等）</td> </tr> </table>	・北海道地区	北海道	4 法人	6 校	(11月27・28・29・30日)	・東北地区	福島県	4 法人	6 校	(31年2月18・19・20・21日)	・関東地区	群馬県	1 法人	1 校	(11月29日)		埼玉県	1 法人	1 校	(10月18日)		千葉県	2 法人	3 校	(31年2月28日)		東京都	10 法人	13 校	(11月13・15・20・22・30日、12月4・18・21日・31年3月20日)		神奈川県	4 法人	5 校	(11月19・20日、12月12・14日)	・北陸地区	富山県	1 法人	2 校	(11月28日)		石川県	1 法人	2 校	(11月27日)	・中部地区	愛知県	3 法人	5 校	(11月13・14・15日)	・近畿地区	京都府	3 法人	6 校	(12月12・13・14日)		大阪府	3 法人	6 校	(11月14・15・16日)		兵庫県	2 法人	2 校	(10月31、11月2日)	・中国地区	岡山県	1 法人	3 校	(11月1日)	・九州地区	福岡県	3 法人	6 校	(10月23・24・25日)		熊本県	4 法人	4 校	(12月18・19・20・21日)		計	47 法人	71 校		・4月16日	私立大学研究ブランディング事業調査票	・4月26日	一般補助調査票（学生数等）	<p>〈評定の根拠〉 補助金の適正な執行を確認するため実地調査を行い、調査において申請事務等の指導・助言を行った。また、改革総合支援事業については、チェック機能を強化するため、交付後の実地調査に加え、当該年度における選定前の抽出調査を実施した。</p> <p>〈課題と対応〉 なし</p>	<p>〈評価すべき実績〉 補助金の適正な執行の確認のために行った実地調査において、申請事務等の指導助言を実施した。改革総合支援事業においても交付後の実地調査に加えて当該年度の選定前抽出調査を実施することでチェック機能の強化を図った。</p> <p>〈今後の課題・指摘事項〉 —</p> <p>〈その他事項〉 —</p> <p>〈評価すべき実績〉 配分方法の変更点、申請上の注意点等を、寄せられた質問事項も参考にしながら電子窓口に掲載した他、研修会や広報誌等を通じて周知した。</p> <p>〈今後の課題・指摘事項〉</p>
・北海道地区	北海道	4 法人	6 校	(11月27・28・29・30日)																																																																																											
・東北地区	福島県	4 法人	6 校	(31年2月18・19・20・21日)																																																																																											
・関東地区	群馬県	1 法人	1 校	(11月29日)																																																																																											
	埼玉県	1 法人	1 校	(10月18日)																																																																																											
	千葉県	2 法人	3 校	(31年2月28日)																																																																																											
	東京都	10 法人	13 校	(11月13・15・20・22・30日、12月4・18・21日・31年3月20日)																																																																																											
	神奈川県	4 法人	5 校	(11月19・20日、12月12・14日)																																																																																											
・北陸地区	富山県	1 法人	2 校	(11月28日)																																																																																											
	石川県	1 法人	2 校	(11月27日)																																																																																											
・中部地区	愛知県	3 法人	5 校	(11月13・14・15日)																																																																																											
・近畿地区	京都府	3 法人	6 校	(12月12・13・14日)																																																																																											
	大阪府	3 法人	6 校	(11月14・15・16日)																																																																																											
	兵庫県	2 法人	2 校	(10月31、11月2日)																																																																																											
・中国地区	岡山県	1 法人	3 校	(11月1日)																																																																																											
・九州地区	福岡県	3 法人	6 校	(10月23・24・25日)																																																																																											
	熊本県	4 法人	4 校	(12月18・19・20・21日)																																																																																											
	計	47 法人	71 校																																																																																												
・4月16日	私立大学研究ブランディング事業調査票																																																																																														
・4月26日	一般補助調査票（学生数等）																																																																																														

		<p>会及び広報誌などにより各私立大学等に周知する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・5月25日 一般補助調査票（収入支出等） ・6月1日 経営強化集中支援事業調査票 ・6月22日 経営強化集中支援事業Q&A ・7月9日 一般補助調査票（役員報酬等） ・7月31日 一般補助調査票（教育の質に係る客観的指標） 改革総合支援事業調査票 ・8月1日 一般補助調査票（情報の公表） ・8月6日 特別補助調査票（人数系・取組系） ・8月29日 教育の質に係る客観的指標Q&A 改革総合支援事業Q&A ・9月3日 一般補助調査票（学校法人経営状況） ・9月10日 改革総合支援事業Q&A ・9月18日 特別補助調査票（経費系） ・10月2日 一般補助調査票（教員経費等） ・10月15日 特別補助調査票（経費系） ・11月2日 一般補助調査票（研究旅費等） ・11月27日 特別補助調査票（経費系） ・31年1月16日 特別補助調査票（経費系） <p>・学校法人の事務担当者が申請内容を見直すための参考資料「事務担当者資料」を電子窓口に掲載した（4月17日）。</p> <p>・「平成31年度以降の定員管理に係る私立大学等経常費補助金の取扱について（通知）」を電子窓口に掲載した（9月14日）。</p> <p>・30年度の私立大学等経常費補助金取扱要領及び私立大学等経常費補助金配分基準をホームページに公開した（31年3月15日）。</p> <p>・一般補助や私立大学等改革総合支援事業において、会計検査院より不当と指摘される事案が発生していることから、具体的な不当事項を例示した文書「私立大学等経常費補助金に係る適正な申請について（依頼）」を学校法人理事長宛に通知すると共に電子窓口に掲載し、注意を喚起した（31年3月27日）。</p> <p>○私学関係団体等の講演・研修会等を利用した補助金制度の周知徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関東私立短期大学協会（9月10日） ・日本私立医科大学協会（10月4日・5日） ・私立大学通信教育協会（10月11日） ・日本私立大学協会（10月19日） ・日本私立短期大学協会（11月7日・8日） ・日本私立医科大学協会（31年2月7日・8日） <p>○「月報私学」による配分方法等の周知</p>	<p>て注意喚起した。</p> <p>〈課題と対応〉 なし</p>	<p>— 〈その他事項〉 —</p>
--	--	--------------------------------	--	---------------------------------------	----------------------------

					<ul style="list-style-type: none"> ・29年度最終交付状況と配分方法の主な変更点（4月号） ・30年度配分方法の主な変更点（7月号） ・私立大学等経常費補助金Q&A（8月号） ・私立大学等経常費補助金Q&A（10月号） ・30年度第一次交付（12月号） ・会計検査院の現地検査結果（12月号） 		
--	--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報							
特になし							

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-2	貸付事業		
業務に関連する政策・施策	政策目標 6 施策目標 6-1 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	日本私立学校振興・共済事業団法 第 23 条 第 2 号
当該項目の重要度、難易度	設定なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和元年度行政事業レビュー番号 0159

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等		達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度		平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
アンケート (融資制度)	計画値	89.0%以上	—	89.0%以上					予算額（千円）	122,644,980				
	実績値		—	97.1%										
	達成度		—	109.1%										
アンケート (利便性)	計画値	70.0%以上	—	70.0%以上					決算額（千円）	112,742,446				
	実績値		—	94.1%										
	達成度		—	134.4%										
元金滞納の 回収割合	計画値	95.0%以上	—	95.0%以上					経常費用（千円）	4,761,512				
	実績値		—	96.4%										
	達成度		—	101.5%										
リスク管理 債権	計画値	2.1%以下	3.0%	2.1%以下					経常利益（千円）	1,140,617				
	実績値		1.26%	1.21%										
	達成度		158.0%	142.4%										
									行政サービス実施 コスト（千円）	-1,141,717				
									従事人員数	18				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
3. 2 貸付事業	2 貸付事業	2 貸付事業		2 貸付事業	2 貸付事業 (評価) B	評価	B
(1) 学校法人等の資金需要を踏まえて貸付規模を適切に把握するとともに、貸付財源を安定的に確保する。また、学校法人等のニーズに応じた利便性の向上に努めるなど、必要に応じ融資制度の見直しを行う。	(1) 学校法人等の資金需要及びニーズを踏まえた適正かつ有効な貸付を実施するため、以下の取組を行う。 ①学校法人等に、施設設備計画及び借入希望額のアンケート調査等を行うことにより、今後の借入ニーズを適切に把握し、貸付財源を安定的に確保する。	(1) 学校法人等の資金需要及びニーズを踏まえた適正かつ有効な貸付を実施するため、以下の取組を行う。 ①学校法人等に、施設設備計画及び借入希望額のアンケート調査等を行うことにより、今後の借入ニーズを適切に把握し、貸付財源を安定的に確保する。	<p><指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校法人等の需要等を踏まえた財源を確保できたか ・学校法人等のニーズを把握し、融資制度の改善に向けた取組が行われたか ・学校法人等の満足度調査における、「満足した」の割合：融資制度 89%以上、利便性 70%以上（平成 25～平成 28 年度実績平均値：融資制度 89%、利便性 70%） <p><関連指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付規模（平成 25 年度、平成 26 年度及び平成 28 年度実績平均値）：593 億円 <p><目標水準等の考え方></p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校法人等の需要等を踏まえた財源を確保できたか：達成された場合、B 評価 	<p>(1) ニーズを踏まえた適正かつ有効な貸付を実施するための取組み</p> <p>○資金交付実績（31 年 3 月末現在） 一般施設費 383 億円、教育環境整備費 81 億円、災害復旧費 15 億円、特別施設費 56 億円、合計 535 億円 貸付額 536 億円のうち、高度化推進事業（利子助成制度）として校舎等の耐震改築事業に 200 億円、耐震改修事業に 4 億円の融資を実行した。</p> <p>①借入ニーズの適切な把握、貸付財源の確保 ○30 年度借入希望アンケート調査の実施 30 年度以降の施設整備計画及び 30 年度の事業団資金の借入需要額を把握するため実施した。 なお、信用リスクが高いとみられる学校法人については、案内を控えた。 対象法人数：大学・短期大学・高等専門学校・高等学校・中等教育学校・中学校・小学校・特別支援学校・幼稚園・専修学校法人（4,759 法人） 実施期間：送付／2 月 16 日 提出期限／3 月 16 日 回答法人数：1,308 法人 照会結果：借入希望法人 110 法人</p>	<p>(1) 学校法人等の資金需要等を踏まえた適正かつ有効な貸付（評価）B</p> <p><評価の根拠> 融資のニーズに的確にこたえるための施策（借入希望アンケート調査、融資相談会等）を実施し、適切に貸付対象となる事業や貸付条件の見直しを行うとともに、貸付財源の安定的確保に努めた。 <課題と対応> なし</p>	<p><評価すべき実績> 融資のニーズに的確にこたえるため、借入希望アンケート調査や融資相談会等の施策を実施したことで、適切に貸付対象となる事業や貸し付け条件の見直しを行い、貸付財源の安定的確保に努めた。 <今後の課題・指摘事項> — <その他事項> —</p> <p><評価すべき実績> 貸付事業について、実績額が計画額を下回っているものの、学校法人等のニーズにこたえるためアンケート調査や実態調査、相談会に加え県庁訪問、学校法人訪問等を継続して実施し、これらを踏まえた学校法人等の経営ニーズに応じた貸付条件の検討・見直しを行っている。 <今後の課題・指摘事項></p>	

		<p>とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校法人等のニーズを把握し、融資制度の一層の改善に向けた取組が行われたか:達成された場合、B評価とする。 ・学校法人等の満足度調査における、「満足した」の割合:達成された場合、B評価とする。 ・貸付規模:学校法人等の需要により変動するものの、事業団の業務運営に影響を及ぼすことから、毎年度確認し、著しく増減があった場合、評価に考慮する。 <p><29年度評価:有識者からの意見> 有識者から、「貸付実績が計画額を大幅に下回っているため、融資相談会の充実を図るなど、引き続き貸付規模を確保するための取組を行うことが望まれる。」との意見があった。</p>	<p>○31年度以降の借入希望アンケート調査の実施 31年度概算要求に備えて、施設整備計画、借入希望額、利子助成必要額などを把握するために実施した。 対象法人数:大学・短期大学・高等専門学校・高等学校・中等教育学校・中学校・小学校・特別支援学校法人(1,017法人) 実施期間:送付/5月25日 提出期限/6月28日 回答法人数:561法人</p> <p>○31年度借入希望アンケート調査の実施 31年度以降の施設整備計画及び31年度の事業団資金の借入需要額を把握するため実施した。 対象法人数:大学・短期大学・高等専門学校・高等学校・中等教育学校・中学校・小学校・特別支援学校・幼稚園・専修学校法人(4,757法人) 実施期間:送付/31年2月15日 提出期限/31年3月15日 回答法人数:1,597法人 照会結果:借入希望法人104法人</p> <p>○「私立学校校舎等実態調査」の実施 文部科学省からの依頼を受けて私立学校の耐震化施策の基礎データとするために実施した。 調査にあたっては、事業団の電子窓口を利用した。 対象法人数:大学・短期大学・高等専門学校法人661法人 実施期間:送付/4月27日 提出期限/5月31日 回答法人数:661法人</p> <p>○学校法人への訪問 借入ニーズの把握等を目的として、学校法人を訪問した。 訪問法人数:162法人(実法人数は147)</p> <p style="text-align: right;">(単位:法人数)</p> <table border="1" data-bbox="1299 1180 1941 1335"> <tr><td>4月</td><td>5月</td><td>6月</td><td>7月</td><td>8月</td><td>9月</td></tr> <tr><td>9</td><td>33</td><td>13</td><td>14</td><td>12</td><td>18</td></tr> <tr><td>10月</td><td>11月</td><td>12月</td><td>1月</td><td>2月</td><td>3月</td></tr> <tr><td>23</td><td>13</td><td>21</td><td>0</td><td>0</td><td>6</td></tr> </table> <p>○融資相談会の実施 2月に実施した借入希望アンケート調査において、30年度に借入れの希望がある学校法人を対象とした融資相談会を、会場または学校法人により、下記のとおり実施した。</p> <table border="1" data-bbox="1299 1503 1941 1860"> <thead> <tr><th>開催日</th><th>地区</th><th>相談法人数</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>5月30日～6月1日</td><td>北海道</td><td>6</td></tr> <tr><td>6月12日～13日</td><td>福島</td><td>5</td></tr> <tr><td>6月13日～14日</td><td>愛知</td><td>5</td></tr> <tr><td>7月17日～19日</td><td>大阪</td><td>15</td></tr> <tr><td>6月7日～8日</td><td>広島</td><td>8</td></tr> <tr><td>6月26日～27日</td><td>福岡</td><td>6</td></tr> <tr><td>7月5日</td><td>愛媛</td><td>1</td></tr> <tr><td>5月23日～25日</td><td>熊本</td><td>7</td></tr> <tr><td>計</td><td></td><td>53</td></tr> </tbody> </table>	4月	5月	6月	7月	8月	9月	9	33	13	14	12	18	10月	11月	12月	1月	2月	3月	23	13	21	0	0	6	開催日	地区	相談法人数	5月30日～6月1日	北海道	6	6月12日～13日	福島	5	6月13日～14日	愛知	5	7月17日～19日	大阪	15	6月7日～8日	広島	8	6月26日～27日	福岡	6	7月5日	愛媛	1	5月23日～25日	熊本	7	計		53		<p>貸付実績が計画額を大幅に下回っているため、融資相談会の充実を図るなど、引き続き貸付規模を確保するための取組を行うことが望まれる。</p> <p><その他事項> -</p>
4月	5月	6月	7月	8月	9月																																																						
9	33	13	14	12	18																																																						
10月	11月	12月	1月	2月	3月																																																						
23	13	21	0	0	6																																																						
開催日	地区	相談法人数																																																									
5月30日～6月1日	北海道	6																																																									
6月12日～13日	福島	5																																																									
6月13日～14日	愛知	5																																																									
7月17日～19日	大阪	15																																																									
6月7日～8日	広島	8																																																									
6月26日～27日	福岡	6																																																									
7月5日	愛媛	1																																																									
5月23日～25日	熊本	7																																																									
計		53																																																									

	<p>②現行の融資制度や利便性などについて満足度調査を行い、ニーズに応じた利便性の向上を図るなど、必要に応じ融資制度の見直しを行うことにより、「満足した」の割合を毎年度、融資制度 89%以上、利便性 70%以上とする。</p>	<p>②現行の融資制度や利便性などについて満足度調査を行い、ニーズに応じた利便性の向上を図るなど、必要に応じ融資制度の見直しを行うことにより、「満足した」の割合を、融資制度 89%以上、利便性 70%以上とする。</p>		<p>○融資相談コーナーの設置 私立大学等経常費補助金説明会において融資相談コーナーを設置した（4会場：東京、仙台、名古屋、福岡）。</p> <p>○県庁訪問 融資後の法人の現況確認や意見交換、高校以下の耐震化事業の状況把握のため、20道府県（北海道、青森県、岩手県、宮城県、山形県、福島県、群馬県、福井県、岐阜県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、愛媛県、福岡県、熊本県、宮崎県）を訪問した。</p> <p>○災害により被災した法人に対する融資の案内 大阪府北部を震源とする地震、平成 30 年 7 月豪雨及び平成 30 年北海道胆振東部地震により被災した法人に対し、災害復旧事業に対する融資の案内をホームページに掲載した。 大阪府北部を震源とする地震：6 月 20 日掲載 平成 30 年 7 月豪雨：7 月 12 日掲載 平成 30 年北海道胆振東部地震：9 月 25 日掲載 また、平成 30 年 7 月豪雨にかかる災害救助法の適用を受けた地域に学校を設置する法人に対しては、災害復旧事業に対する融資の案内文書を送付し、借入希望の照会を行った。 対象法人数：502 法人 送付日：9 月 11 日 災害復旧事業に対する融資制度の案内を、「月報私学」11・12 月号に掲載した。</p> <p>○災害により被災した法人に対する融資の案内 31 年 1 月 29 日～30 日に、30 年度に災害を受けた地域（京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県）の府県庁に訪問し、新たな災害復旧資金の案内を行うとともに、情報収集を行った。</p> <p>○貸付財源の確保 31 年 3 月までの資金交付額 535 億円 ・長期借入金（財政融資資金）291 億円 ・自己資金等 244 億円</p> <p>②ニーズに応じた融資制度の見直し （31 年度概算要求事項） ○利子助成制度の継続 私立学校施設の耐震化事業を引き続き支援するため、現行の利子助成制度を継続することを文部科学省に要望した。 その結果、この優遇措置が 32 年 3 月 31 日まで認められた。</p> <p>○貸付期間 25 年の貸付メニューの創設 耐震化の更なる促進や、私立大学附属病院の機能強化等を図るため、一般施設費・特別施設費に、貸付期間 25 年（据置期間 2 年）・固定金利の貸付メニューを創設することを文部科学省に要望した。 その結果、貸付期間 30 年の貸付メニューの創設が認められた。</p> <p>○災害復旧融資の継続</p>	<p>〈評定の根拠〉 現行の融資制度や利便性などについて満足度調査を行い、ニーズに応じた利便性の向上を図るなど、必要に応じ融資制度の見直しを行うことにより、「満足した」の割合は、融資制度 97.1%、利便性 94.1%となった。</p>	<p>〈評価すべき実績〉 貸付期間 30 年間の貸付メニューの創設や、東日本大震災及び平成 28 年熊本地震により被災した学校法人等に対して引き続き復旧支援融資を実施しているほか、被災した学校法人に緊急に必要な経営資金を低金利で貸し付ける災害復旧経営資金の創設等を実施している。</p> <p>〈今後の課題・指摘事項〉 —</p>
--	---	--	--	---	--	---

	<p>る。</p> <p>③平成 28 年熊本地震により被災した私立学校施設の円滑かつ迅速な復旧のため、引き続き通常より有利な貸付条件で災害復旧費、教育環境整備費の貸付を行う。</p>	<p>る。</p> <p>③平成 28 年熊本地震により被災した私立学校施設の円滑かつ迅速な復旧のため、引き続き通常より有利な貸付条件で災害復旧費、教育環境整備費の貸付を行う。</p>		<p>東日本大震災及び平成 28 年熊本地震により被災した私立学校の施設・教育研究活動の復旧を引き続き支援するため、現行の災害復旧融資を継続することを文部科学省に要望した。 その結果、この優遇措置が 32 年 3 月 31 日まで認められた。</p> <p>○災害復旧経営資金の創設 災害により被災した学校法人等に対し、緊急に必要な経営資金を低金利で貸し付けることにより、教育研究活動の円滑かつ迅速な復旧に資するため、激甚災害が発生した場合の貸付メニューとして「災害復旧経営資金」を創設することを文部科学省に要望した。 その結果、30 年度途中での創設が認められ、11 月 1 日より運用を開始した。</p> <p>(その他)</p> <p>○「保証人免除の特例」適用範囲の拡大及び基準の見直し 保証人を取らない融資が一般化しつつある社会情勢等を踏まえ、一定の要件に該当した場合に保証人を免除する特例について、適用範囲を大学法人のみから大学～幼稚園法人に拡大すること、及び「財務情報の公表」を要件に追加する等適用基準を見直すことを文部科学省と協議し、31 年度から実施することとした。</p> <p>○29 年度融資利用に関するアンケート調査の実施 29 年度貸付法人に対して、「融資制度」「融資の利便性」等について満足度調査を実施した。 対象法人数：93 法人 実施期間：送付／10 月 2 日 提出期限／10 月 31 日 回答法人数：78 法人 「満足した」の割合：融資制度 88.5%、利便性 92.3%</p> <p>○30 年度融資利用に関するアンケート調査の実施 30 年度貸付法人に対して、「融資制度」「融資の利便性」等について満足度調査を実施する。 実施期間：4 月～31 年 2 月契約法人への送付／31 年 3 月 8 日 提出期限／31 年 3 月 25 日、31 年 3 月契約法人への送付／31 年 3 月 18 日 提出期限／31 年 4 月 1 日 「満足した」の割合：融資制度 97.1%、利便性 94.1%</p> <p>③平成 28 年熊本地震復旧支援融資 ○30 年度実績（4 月～31 年 3 月）：6 件（1,501,300 千円）</p>		<p><その他事項> —</p>
--	--	--	--	--	--	----------------------------

<p>(2) 適正なリスク管理を行うことにより、総貸付残高に対するリスク管理債権の割合を抑制するとともに、学校法人等の自主性・自律性の観点から、経営状況が悪化している学校法人等に対しては、「経営支援・情報提供事業」と連携し、自ら改善等を行うよう促すなど、貸付債権の確実な回収に努める。</p>	<p>(2) 少子化を背景として学生等総数の減少が見込まれるなど、学校法人等における経営環境が一層厳しくなることが予想されるなか、貸付事業の安定的な運営を図るため、以下の取組を行う。</p> <p>①与信審査の向上のため、諸データを活用し、与信審査における事業の適切性、資金計画の妥当性、償還の確実性並びに担保物件及び保証人の妥当性の検証を行う。</p> <p>②滞納を抑止するため、貸付先学校法人等の信用格付によるモニタリングを充実し、早期に経営状況等の変化を把握するとともに必要に応じた対応策を講じる。</p>	<p>(2) 少子化を背景として学生等総数の減少が見込まれるなど、学校法人等における経営環境が一層厳しくなることが予想されるなか、貸付事業の安定的な運営を図るため、以下の取組を行う。</p> <p>①与信審査の向上のため、必要に応じて現地訪問を実施する。与信審査においては、諸データを活用し、事業の適切性、資金計画の妥当性、償還の確実性並びに担保物件及び保証人の妥当性の検証を行う。その際、必要に応じて、専門家の意見を参考とする。</p> <p>②滞納を抑止するため、貸付先学校法人等の信用格付によるモニタリングを行い、早期に経営状況等の変化を把握するとともに、法人への訪問やヒアリングなどの対応を行う。</p>	<p><指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・9月償還分において新たに元金の滞納が発生した学校法人等のうち年度内に回収できた学校法人等の割合:95%以上(平成28年度実績値(9月・3月):95%) ・総貸付残高に対するリスク管理債権の割合:2.1%以下(第1期中期目標期間～第3期中期目標期間(平成28年度まで)実績平均値:2.13%) <p><目標水準等の考え方></p> <ul style="list-style-type: none"> ・9月償還分において新たに元金の滞納が発生した学校法人等のうち年度内に回収できた学校法人等の割合:達成された場合、B評価とする。 ・総貸付残高に対するリスク管理債権の割合:達成された場合、B評価とする。 <p><3期中期:主な課題、指摘事項></p> <p>少子化を背景として、学生総数の減少が見込まれるなど私立学校の経営環境が一層厳しくなることが予想されるが、適</p>	<p>(2) 貸付事業の安定的な運営を図るための取組み</p> <p>①与信審査における事業の適切性等の検証 信用格付(預金等受入金融機関に係る検査マニュアルに準じ、事業団が作成した債務者区分をいう。)に基づき、学校法人等に係る信用リスクを把握するとともに、貸付対象事業に係る明細書類及び関係証ひょう等により、事業の適切性、資金計画の妥当性、償還の確実性、担保物件及び保証人の妥当性について検証を行った。その際、必要に応じて司法書士及び不動産鑑定士に照会した。 貸付審査件数:146件</p> <p>②貸付先法人の信用格付等によるモニタリング ○信用格付に基づくモニタリングの実施 ・新規滞納法人の発生を抑制するため、29年度末貸付残高のある法人1,252法人について、債務者区分に基づく信用格付作業を実施した。 ・信用格付の下落が顕著な法人及び低格付で推移している法人等を対象に、法人概況表や私学情報提供システムで出力した資料により、学生数等の推移や財務状況のモニタリングを行った。</p> <p>○事業実施状況調査による経営状況の把握 モニタリングの一環として、29年度新規貸付法人のうち30年度は36法人への事業実施状況調査を実施するとともに、当該調査を通じて経営状況等を把握した。</p>	<p>(2) 貸付事業の安定的な運営を図るための取組 (評価) A</p> <p><評価の根拠> 信用格付によりリスクを把握し、必要に応じて現地調査を行うなど、与信審査の向上に努めた。</p> <p><課題と対応> なし</p> <p><評価の根拠> 貸付先法人の信用格付の変化をモニタリングすることにより、経営状況の変化を早期に把握し、また、現地調査の必要のある法人を訪問し、法人経営者からヒアリングを行い、今後の対応を検討するなど、新たな滞納を抑止することに努めた。</p> <p><課題と対応> なし</p>	<p>(2) 貸付事業の安定的な運営を図るための取組 (評価) A</p> <p><評価に至った理由> 評価すべき実績の欄に示す通り、中期計画に定められた以上の業務の進捗が認められるため</p> <p><評価すべき実績> 与信審査の向上のため、信用格付に基づきリスクを把握するとともに、必要に応じて現地調査を行うなど、事業の適切性、資金計画の妥当性、償還の確実性、担保物件及び保証人の妥当性について検証を行った。その際、必要に応じて司法書士及び不動産鑑定士に照会した。</p> <p><今後の課題・指摘事項> —</p> <p><その他事項> —</p> <p><評価すべき実績> 信用格付によるモニタリングの実施や、事業実施状況調査による経営状況の把握、モニタリングを踏まえた現地調査や、融資後の法人の現況確認や意見交換のため県庁訪問を実施することなど経営状況の変化を早期に把握するとともに法人経営者からヒアリングも実施して今後の対応を検討するなど新たな滞納の抑止に努めた。</p>
--	---	--	--	--	---	--

	<p>③返済期日に入金のない貸付先学校法人等には、電話、メール、文書、面談、実地調査などによる督促を迅速に行い、早期の滞納解消・回収を図ることにより、9月償還分において新たに元金の滞納が発生した学校法人等のうち年度内に回収できた法人の割合を毎年度 95%以上とする。</p> <p>また、学校法人等の自主性・自律性の観点から、経営状況が悪化している学校法人等に対しては、「経営支援・情報提供事業」と連携し、法人の財務情報等の提供を受けるとともに法人に対して経営相談等により、自ら改善等を行うよう促すな</p>	<p>③返済期日に入金のない貸付先学校法人等には、電話、メール、文書、面談、実地調査などによる督促を迅速に行い、早期の滞納解消・回収を図ることにより、9月償還分において新たに元金の滞納が発生した学校法人等のうち年度内に回収できた法人の割合を 95%以上とする。</p> <p>また、学校法人等の自主性・自律性の観点から、経営状況が悪化している学校法人等に対しては、私学経営情報センターと連携し、法人の財務情報等の提供を受けるとともに、法人に対して経営相</p>	<p>正なリスク管理を行い、引き続きリスク管理債権の抑制に努めることが求められる。</p>	<p>○県庁訪問【再掲】 融資後の法人の現況確認や意見交換、高校以下の耐震化事業の状況把握のため、20道府県（北海道、青森県、岩手県、宮城県、山形県、福島県、群馬県、福井県、岐阜県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、愛媛県、福岡県、熊本県、宮崎県）を訪問した。</p> <p>○モニタリングを踏まえた現地調査の実施 モニタリングの結果を踏まえ、経営状況確認のための現地調査が必要な5法人を訪問した。 なお、現地調査にあたっては、事前に個別法人ごとの問題点を洗い出し、重点的に聴取すべき内容を検討したうえで、理事長等法人経営者へのヒアリングに臨み、経営状況を把握した。調査後は、出張者の報告に基づき、将来的な償還の見込み等を判断するとともに、今後の対応について検討を行った。</p> <p>③新規滞納法人への取組み等による債権の確実な回収 ○返済期日までの確実な入金に対する一般的な注意喚起 9月の返済に向け、4月11日に「貸付金に係るご返済について」をホームページに掲載した。また、「月報私学」8・9月号に「助成業務の貸付金にかかる償還のご案内」を掲載し、返済を失念しないよう注意を喚起した。 31年3月の返済に向け、10月11日に「貸付金に係るご返済について」をホームページに掲載した。また、「月報私学」31年2・3月号に「助成業務の貸付金にかかる償還のご案内」を掲載し、返済を失念しないよう注意を喚起した。</p> <p>○新規滞納法人への取組み 9月において新たに元金の滞納が発生した28法人については、初期の電話督促に努めた結果、9月末までに1法人を除き滞納を解消した。残る1法人については、半年間督促を行い、早期の滞納解消に努めたが、滞納を解消できなかったため、法人理事長に対しヒアリングを行い、今後の返済見込みについての見通しを聴取した。 8月30日 1,212法人等に払込通知書送付 9月18日・20日現在 未収法人28法人 (長期滞納法人6法人を除く) 9月19日～28日 電話督促の徹底、27法人回収 31年3月末現在 未収法人1法人 元金滞納の回収割合：96.4%</p> <p>○私学経営情報センターとの連携 近い将来不良債権化する可能性のある1法人について、私学経営情報センターとプロジェクトチームを編成した。 同法人については、法人による29年度決算に係る説明を受け、今後の財務分析や経営相談の計画を立てた。 私学経営情報センター経営支援室職員等による経営相談を、現地訪問により31年2月6日に実施した。経営相談においては、法人の役員・教職員に対し、財政・収支状況等を説明し、また、法人の課題や経営改善に向けた助言を行った。</p>	<p>〈評定の根拠〉 広報にて、返済について広く注意喚起を行い、それでもなお、失念した法人に対しては迅速に督促を行った結果、そのほとんどを短期的な滞納にとどめることができた(元金滞納の回収割合：96.4%)。また、近い将来不良債権化する可能性のある法人について、私学経営情報センターとプロジェクトチームを編成し、経営相談を行った。</p> <p>〈課題と対応〉 なし</p>	<p>〈今後の課題・指摘事項〉 — 〈その他事項〉 —</p> <p>〈評価すべき実績〉 広報にて返済について広く注意喚起を実施し、新たに元金の滞納が発生した法人には電話にて迅速な督促を実施した結果、ほとんどを短期的な滞納に留めることができた(元金滞納の回収割合は96.4%)。 また、私学経営情報センターと連携することで、近い将来不良債権化する可能性のある法人について今後の財務分析や経営相談の計画を立てた。また、現地訪問により経営相談も実施することで経営改善に向けた助言を実施した。</p> <p>〈今後の課題・指摘事項〉 — 〈その他事項〉 —</p>
--	--	--	---	--	---	---

	<p>ど、貸付債権の確実な回収を図る。</p> <p>④今後の学校法人等の経営上のリスクを考慮しつつ、平成34年度末の総貸付残高に対するリスク管理債権の割合を2.1%以下に抑制する。</p>	<p>談等により、自ら改善等を行うよう促すなど、貸付債権の確実な回収を図る。</p> <p>④長期滞納法人等へ適宜適切な対応を行い、債権の回収及び保全に努め、平成30年度末の総貸付残高に対するリスク管理債権の割合を2.1%以下に抑制する。</p>		<p>④長期滞納法人等への取組みによるリスク管理債権の抑制</p> <p>○滞納法人等への督促 長期滞納(6か月以上元利金を滞納)している20法人に対し、文書、電話による督促を行った。 1 法人について、現地調査を実施し、他の債権者等からの情報収集、同法人を所管する県の主管課訪問による、同法人及び連帯保証人の現況把握を行った。 2 法人の債権者会議に出席し、令和元年度～令和5年度の返済計画について説明を受けた。 その他、2 法人の現地訪問を行い、法人の現況聴取や連帯保証人との面談を実施した。 また、返済方法について相談のあった1 法人について、所管する県の主管課を訪問し、状況把握に努めた。</p> <p>○弁護士の助力を得た対応 長期滞納法人等について、顧問弁護士の助言を得て対応した(4 法人)。</p> <p>○リスク管理債権の抑制 滞納法人への督促及び債権管理の強化による債権の保全・回収に取り組んだ結果、30 年度末の総貸付残高に対するリスク管理債権の割合は、1.21%となった。</p>	<p>〈評定の根拠〉 長期滞納法人に対しては、文書、電話による督促を行い、適宜直接現地へ赴き督促を行うなど債権回収に努めた。 また、長期滞納法人のうち、法務対応を行っている法人については、引き続き顧問弁護士の助力を得ながら対応し、債権の適切な保全・回収を行うなど、リスク管理債権の抑制に努めた。</p> <p>〈課題と対応〉 なし</p>	<p>〈評価すべき実績〉 長期滞納法人に対して文書、電話による督促を行い、適宜現地調査を実施することで他の債権者等からの情報収集や連帯保証人との面談、所管する県の主管課訪問による現況把握などを行った。 また、顧問弁護士と協力して長期滞納法人に対応するなど、債権の保全・回収に取り組むことでリスク管理債権の割合を1.21%に抑制することができた。</p> <p>〈今後の課題・指摘事項〉 —</p> <p>〈その他事項〉 —</p>
--	---	---	--	---	--	---

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-3	経営支援・情報提供事業		
業務に関連する政策・施策	政策目標 6 私学の振興 施策目標 6-1 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	日本私立学校振興・共済事業団法 第 23 条 第 5 号
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」（18 歳人口の大幅な減少期を迎え、私立学校における経営環境が一層厳しくなることが予想され、これまで以上に、事業団による支援が求められているため）	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等		達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度		平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
好事例の 提供	計画値	10 件以上	—	10 件以上						予算額（千円）	636,508			
	実績値		—	12 件						決算額（千円）	550,489			
	達成率		—	120.0%						経常費用（千円）	548,029			
										経常利益（千円）	-548,029			
										行政サービス実施 コスト（千円）	548,085			
										従事人員数	25			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	理由
<p>3.3 経営支援・情報提供事業</p> <p>(1) 私立学校への支援について、事業団の有する情報・知見を更に活かせるよう、事業横断的に支援できる体制等を構築する。また、学校法人の経営に関する指導及び助言を行う文部科学省と連携し、大学教育の質の向上や経営の安定化等に向け、私立学校の教育及び経営等に関する各種情報の収集・分析の充実を図るとともに、経営相談等の取組を強化する。</p>	<p>3 経営支援・情報提供事業</p> <p>(1) 私立学校の教育改革及び経営改善に向けた支援として、以下の取組を行う。</p> <p>①私立学校への支援について、事業団の有する情報・知見を更に活かすため、助成業務を持つ学校法人の情報を集約し一元的に管理するなど助成業務の各事業が連携し、私立学校に対して、経営支援・情報提供等が可能となるよう、業務内容と各種情報の整備を行い、調査・収集・分析機能を有する体制等を構築し、計画的に強化する。</p>	<p>3 経営支援・情報提供事業</p> <p>(1) 私立学校の教育改革及び経営改善に向けた支援として、以下の取組を行う。</p> <p>①助成業務の各事業が連携し、私立学校に対し、経営支援・情報提供等を事業横断的に支援できるように、各事業より人員を集めプロジェクトチームを設置し、助成業務が有する情報の整理と一元的な管理方法の確立に着手する。</p>	<p><指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業横断的に支援できる体制等が構築されたか ・経営相談を受けた学校法人のうち、大学教育の質の向上や経営の安定化等につながる等と回答のあった割合：中期目標期間中に80%以上 <p><関連指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営相談を受けた学校法人のうち、経営が改善された学校法人の割合（平成25年度相談分実績）：51.9% ※相談を受けた年度を含めた過去3年間の収支差額の平均と経営相談後3年間の収支差額の平均の比較 ・経営相談の件数（平成25～平成28年度実績平均値）：72件 <p><目標水準等の考え方></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業横断的に支援できる体制等が構築されたか：達成された場合、B評価とする。 ・経営相談を受けた学校法人のう 	<p>3 経営支援・情報提供事業</p> <p>(1) 私立学校の教育改革及び経営改善に向けた支援としての取組</p> <p>①事業横断的・一元化プロジェクトチームの設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業横断的・一元化プロジェクトチーム <ul style="list-style-type: none"> ・事業団助成業務の各事業が連携し、私立学校に対し、経営支援・情報提供等を実施するため、事業横断的・一元化プロジェクトチームを設置した（平成30年7月5日付け理事長裁定）。 （プロジェクトチーム構成員） <ul style="list-style-type: none"> 総務部長（委員長） 企画室次長（副委員長） 財務部次長 システム管理室次長 私学経営情報センター長 融資部長 助成部長 （開催日） <ul style="list-style-type: none"> 第1回 7月24日 第2回 10月15日 第3回 31年1月17日 ・事業横断的・一元化プロジェクトチームは、第4期中期計画期間中継続する。 <p>○ワーキンググループ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、特定の課題について検討及び審議を行うため、ワーキンググループを設置し（平成30年7月18日付け理事長裁定）、コード体系の見直しについて会議を6回開催し、検討状況を、10月15日開催の事業横断的・一元化プロジェクトチーム会議で報告した。 （開催日） <ul style="list-style-type: none"> 第1回 8月1日 第2回 8月7日 第3回 8月20日 	<p>3 経営支援・情報提供事業（評価）B</p> <p>(1) 教育改革及び経営改善に向けた支援の取組（評価）B</p> <p><評価の根拠></p> <p>事業団助成業務の各事業が連携し、私立学校に対する経営支援・情報提供のあり方を検討するための事業横断的・一元化プロジェクトチームを設置し、課題を議論し、助成業務が有する情報の整理と一元的な管理方法の確立に着手した。</p> <p><課題と対応></p> <p>なし</p>	<p>評価 B</p> <p><評価に至った理由></p> <p>中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。</p> <p>(1) 教育改革及び経営改善に向けた支援の取組（評価）B</p> <p><評価に至った理由></p> <p>中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。</p> <p><評価すべき実績></p> <p>私立学校への支援について、事業団の有する情報・知見をさらに活かすため、私立学校に対する経営支援・情報提供のあり方を検討するための事業横断的・一元化プロジェクトチームを設置し、助成業務が有する情報の整理と一元的な管理方法の確立に着手している。</p> <p>また、特定の課題について検討・審議を行うためのワーキンググループを設置し、検討状況を事業横断的・一元化プロジェクトチームの会議で報告している。</p> <p><今後の課題・指摘事項></p> <p>—</p> <p><その他事項></p> <p>—</p>	

	<p>②文部科学省と連携し、大学教育研究の質の向上に資する取組への支援や経営の安定化等に向け、教育及び経営等に関する各種情報の収集・分析の充実を図るとともに、経営相談等の取組を強化する。</p> <p>なお、経営相談のアンケートについては、教育の質の向上に資する取組への支援や経営の安定化等につながる等と回答のあった割合を中期目標期間中に 80%以上とする。</p>	<p>②文部科学省と連携し、教育研究の質の向上に資する取組への支援、経営の安定化等に向け、各種情報の収集・分析の充実を図るとともに、「補助事業」「貸付事業」とも連携しつつ経営相談等を強化するため、以下の取組を行う。</p> <p>ア 経営相談の内容や質を向上させるためアンケートを実施する。</p> <p>イ 学校法人の経営状態について、経営判断指標や、助成業務が有する情報をもとに、詳細なモニタリングを行う。</p> <p>ウ 経営相談、講師</p>	<p>ち、大学教育の質の向上や経営の安定化等につながる等と回答のあった割合：達成された場合、B 評定とする</p> <p>・経営相談を受けた学校法人のうち、経営が改善された学校法人の割合：私立学校における経営環境が一層厳しくなることが予想されるため、学校法人等の求めに応じて実施した情報提供・経営相談の状況や、その成果を把握することから、毎年度確認し、著しく増減があった場合、評価に考慮する。</p> <p>・経営相談の件数：私立学校における経営環境が一層厳しくなることが予想されるため、学校法人等の求めに応じて実施した情報提供・経営相談の状況や、その成果を把握することから、毎年度確認し、著しく増減があった場合、評価に考慮する。</p> <p><重要度></p> <p>・18 歳人口の大幅な減少期を迎え、私立学校における経営環境が一層厳しくなることが予想され、これまで以上に、事業団による支援が求められていることから、重要度を「高」</p>	<p>第4回 8月29日 第5回 9月14日 第6回 10月2日</p> <p>・コード体系の見直しに続き、データ一元化について会議を3回開催し、検討を行った。検討状況を、31年1月17日開催の事業横断的・一元化プロジェクトチーム会議で報告した。</p> <p>(開催日) 第1回 11月1日 第2回 12月3日 第3回 12月26日</p> <p>②教育研究の質の向上に資する取組への支援、経営相談等を強化するための取組</p> <p>ア アンケートの実施 経営相談の内容や質を向上させることを目的として、経営相談を行った法人(文部科学省との連携分を除く)、38法人に対し、経営相談の資料及び内容等についての質問を含めた「平成30年度経営相談に関するアンケート」を実施した。</p> <p>イ 経営判断指標によるモニタリングの実施</p> <p>○経営判断指標 以下の2種類作成した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・速報版(8月27日に学校法人基礎調査速報データに基づき作成) ・確定版(31年2月8日に学校法人基礎調査確定データに基づき作成) <p>○モニタリング 以下のとおり2回実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学・短期大学・高等専門学校法人(656法人)のモニタリングを経営判断指標速報版により実施。 ・大学・短期大学・高等専門学校・高等学校・中等教育学校・中学校・小学校法人(1,371法人)のモニタリングを経営判断指標確定版により実施。 <p>○「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分」(経営判断指標の集計結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健全な学校法人運営の参考として、大学・短期大学・高等専門学校法人に31年3月27日に通知した。 <p>ウ 経営支援の各種取組</p>	<p><評定の根拠></p> <p>学校法人等から依頼を受けた講師派遣、指導・助言、資料の作成提供は学校法人等の要望通り実施した。経営相談及びセミナーについては、人材バンク等を効果的に活用した。特に経営困難な学校法人に対しては文部科学省と連携して経営相談を実施した。</p> <p>また、附属病院を有する学校法人からの相談に対応するためのアンケートを実施し、経営相談に活用した。</p> <p><課題と対応></p> <p>なし</p>	<p><評価すべき実績></p> <p>学校法人から依頼を受けての講師派遣や指導・助言、教育条件及び経営に関する資料の提供等を学校法人等の要望通りに実施した。また、経営相談及びセミナーについては私学経営や教学に関する知識を持った専門家を活用する人材バンク等を効果的に利用し、特に経営困難な学校法人に対しては文部科学省と連携して経営相談を実施した。</p> <p><今後の課題・指摘事項></p> <p>—</p> <p><その他事項></p> <p>—</p>
--	---	--	--	---	--	--

		<p>派遣、電話等様々な手段を活用して、質問への回答、事例の紹介、経営改善方策の提案等を積極的に行う。なお、その際には、私学経営に関する専門知識を持った弁護士・公認会計士等の人材を登録・管理し、学校法人の要望に応じて「専門家人材バンク」を効果的に活用する。</p> <p>エ 附属病院経営に関する相談に対応するため、実務経験者から蓄積したノウハウを活用し、附属病院の実態を把握するためのアンケートの実施、その集計・分析と情報提供を行い、相談体制を充実する。</p>	<p>とする。</p> <p><3 期中期:主な課題、指摘事項> 少子化を背景として、学生総数の減少が見込まれるなど私立学校の経営環境が一層厳しくなることが予想されることから、支援体制の更なる充実が求められる。</p>	<p>○経営相談の実施 大学法人 42 法人、短期大学法人 6 法人、 高等学校法人 5 法人：計 53 法人 ・上記経営相談の外、学校法人の課題に適宜対応する相談を以下のとおり実施した。 大学法人 7 法人、短期大学法人 2 法人、 幼稚園法人 1 法人：計 10 法人</p> <p>○私学リーダーズセミナー参加法人に対する個別法人相談会の実施 私学リーダーズセミナー短期大学編の参加法人 47 法人のうち、希望があった 8 法人に実施した。</p> <p>○私学関係団体等の依頼による研修会等講師派遣 私学関係団体等に 29 件、 学校法人に 15 件：計 44 件</p> <p>○教育条件及び経営に関する相談及び指導・助言 相談件数：会計処理 494 件、規程 9 件、管理運営等その他 87 件：計 590 件</p> <p>○教育条件及び経営に関する資料の作成提供 上記相談件数のうち学校法人等への資料提供件数：171 件</p> <p>○私学情報資料室の管理 私学情報資料室の外部利用件数：169 件</p> <p>○人材バンクの活用 労務管理等の特別な課題については、専門的知識を得て対応する必要があることから、私学経営相談員（弁護士 1 名、社会保険労務士 1 名、公認会計士 1 名：計 3 名）を委嘱し、学校法人からの相談に対応した（私学経営相談員相談件数：54 件）。 また、私学経営や教学に関する専門知識を持った専門家を「専門家人材バンク」に登録し、ガバナンス機能の強化や労務組織体制などの経営体制に関する専門知識を有する専門家を「学校法人経営支援人材バンク」に登録し、各種相談に活用している（専門家人材バンク及び学校法人経営支援人材バンク活用件数：6 件）。</p> <p>エ 附属病院等へのアンケートの実施 ○附属病院等を有する大学法人及び短期大学法人 51 法人に対し、「附属病院等における病床・医師数等に係るアンケート調査」を 7 月に実施した。 また、その集計・分析結果について「アンケート調査結果報告書」として同法人に対し、10 月 24 日に電子窓口に掲載した。</p> <p>○「附属病院等における病床・医師数等に係るアンケート調査」の集計・分析結果を基に、病院経営の現状について私立学校の活性化に向けた勉強会を 31 年 2 月 18 日に事業団にて実施した。</p>		
--	--	--	---	---	--	--

<p>(2) 私立学校が自ら検証・改善等を図れるよう、好事例を含めた私立学校の教育及び経営等に関する各種情報を積極的に私立学校に提供するとともに、経営相談等にも活用する。</p>	<p>(2) 私立学校が自ら検証・改善等を図れるよう、私立学校のニーズを適切に把握し、各種情報をホームページ等に掲載するとともに、セミナーや研修会等において学校法人への提供を行い、経営相談等においても活用する。また、提供する情報については、私立学校のニーズを踏まえた項目の追加・見直し等の改善を図る。特に、私立学校における教育及び経営に関する好事例・特色ある取組の情報については年間 10 件以上提供する。</p>	<p>オ 文部科学省と連携して経営困難な学校法人に対して、積極的に経営相談を実施する。経営相談にあたっては、経営判断指標等で判定した経営状態に応じて分類し、重要度と緊急度を考慮して、問い合わせや相談等の回数を増やすなど対応を強化する。</p> <p>カ 教育改革に向けた支援として事例の紹介、FD・SD 支援を実施する。</p> <p>(2) 私立学校が自ら検証・改善等を図れるよう、私立学校のニーズを適切に把握し、それを踏まえた項目の追加・見直し等を反映した各種情報を提供するため以下の取組を行う。また、その情報を経営相談等においても活用する。</p> <p>① 私立学校の教育及び経営に関する情報を収集する。特に教学改革等の事例については「大学ポートレート(私学版)」から情報を収集する。</p>	<p><指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立学校のニーズを適切に把握できたか。また、事業団が自ら発信する私立学校の教育及び経営等に関する各種情報について、私立学校のニーズ等を踏まえた項目の追加・見直し等の改善が図られたか ・好事例・特色ある取組の収集・提供件数: 10 件/年以上 <p><関連指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校法人等からの依頼に基づき情報提供を行った件数及び割合(平成 28 年度実績値): 127 件、100% <p><目標水準等の考</p>	<p>オ 経営困難な学校法人に対しての経営相談の実施 上記ウの経営相談 53 法人のうち、経営困難な学校法人に対する経営相談を以下のとおり実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○経営困難な学校法人に対する経営相談 大学法人 34 法人、短期大学法人 5 法人、高等学校法人 2 法人: 計 41 法人 ○上記経営困難な学校法人に対する経営相談のうち、文部科学省と連携分 大学法人 12 法人、短期大学法人 3 法人: 計 15 法人 * 文部科学省の学校法人運営調査委員会において経営改善計画の作成が必要とされた学校法人について、経営改善計画の作成を支援し、文部科学省と共同して進捗状況の把握をする法人として、経営相談を実施した。 * 経営困難な学校法人については経営状態に応じて分類し、重要度と緊急度を考慮のうえ、経営相談を複数回実施した。 <p>カ FD・SD 支援の実施 ○研修会等講師派遣時に実施 学校法人 15 法人に対し、各法人が実施する教員を含めた SD 研修会において、「私学経営」に関する講座の講師として 19 名派遣した。</p> <p>(2) 私立学校のニーズの適切な把握とそれを踏まえた項目の追加・見直し等を反映した各種情報の提供のための取組</p> <p>① 私立学校の教育及び経営に関する情報の収集 私立学校の教育及び経営に関する情報を収集するため、学校法人基礎調査及び学校法人等基礎調査を実施した。</p> <p>○学校法人基礎調査 大学法人・短期大学法人・高等専門学校法人 調査法人数 665 法人 調査開始 4 月 6 日 提出期限 5 月 31 日(学生数・教職員数) 6 月 29 日(土地・建物・財務) 7 月 31 日(教育情報) 回答法人数 665 法人 高等学校法人以下 調査法人数 777 法人</p>	<p>(2) 教育及び経営に関する情報の分析・提供 (評定) A</p> <p><評定の根拠> 私立学校の教育及び経営に関する情報を計画通り収集した。特に、「大学ポートレート(私学版)」から得られた情報については、「私立大学・短期大学教育」の現状としてとりまとめ、教育情報を公表した。</p> <p><課題と対応> なし</p>	<p>(2) 教育及び経営に関する情報の分析・提供 (評定) A <評定に至った理由> 評価すべき実績の欄に示す通り、中期計画に定められた以上の業務の進捗が認められるため。</p> <p><評価すべき実績> 学校法人基礎調査等、私立学校の教育及び経営に関する情報を計画通りに収集した。 また、大学ポートレート(私学版)から得られた情報を「私立大学・短期大学教育の現状」として取りまとめ、ホームページに掲載した。 <今後の課題・指摘事項> -</p>
---	---	--	--	---	--	--

		<p>え方></p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立学校のニーズを適切に把握できたか。また、事業団が自ら発信する私立学校の教育及び経営等に関する各種情報について、私立学校のニーズ等を踏まえた項目の追加・見直し等の改善が図られたか：達成された場合、B 評定とする。 ・好事例・特色ある取組の収集・提供件数：達成された場合、B 評定とする。 ・学校法人等からの依頼に基づき情報提供を行った件数：私立学校における経営環境が一層厳しくなることが予想されるため、学校法人等の求めに応じて実施した情報提供・経営相談の状況や、その成果を把握する必要があることから、毎年度確認し、著しく増減があった場合、評価に考慮する。 <p><3 期中期評価: 主な課題、指摘事項></p> <p>社会から求められている、大学教育の質の向上等を図るため、私立学校の教育及び経営等に関する各種情報の収集・分析・提供の更なる充実が求められる。</p>	<p>調査開始 4 月 16 日 提出期限 6 月 29 日 回答法人数 758 法人</p> <p>○学校法人等基礎調査 幼稚園法人・特別支援学校法人・専修学校法人・各種学校法人・その他法人 調査法人数 11,183 法人 調査開始 4 月 2 日 提出期限 8 月 31 日 答法人数 9,003 法人</p> <p>○学校法人基礎調査（納付金調査） 大学法人・短期大学法人・高等専門学校法人 調査法人数 665 法人 調査開始 31 年 1 月 25 日 提出期限 31 年 2 月 15 日 回答法人数 664 法人</p> <p>○「私立大学・短期大学教育の現状」の公表 「大学ポートレート（私学版）」等の分析結果をもとに、「私立大学・短期大学教育の現状」として、ホームページに掲載した（31 年 3 月 27 日）。</p>	<p>②「私学情報提供システム」の利用案内 「月報私学」8 月号において、「私学情報提供システム」の利用方法等に関する案内を行った。 また、私学団体等の依頼による研修会等において、「私学情報提供システム」の案内を行った。</p> <p>③私学リーダーズセミナーの実施 大学編 日程：11 月 30 日 場所：東京ガーデンパレス 参加：82 法人・82 名（定員 80 名） 短期大学編 日程：11 月 9 日 場所：大阪ガーデンパレス 参加：47 法人・47 名（定員 20 名）</p> <p>④私学スタッフセミナーの実施 学校法人の将来を担う若手職員を対象に、経営人材の育成を目的としたスタッフセミナーを実施した。</p>	<p>〈評定の根拠〉 「月報私学」、私学団体等の依頼による研修会において、「私学情報提供システム」の利用方法等を案内し、利用促進を図った。</p> <p>〈課題と対応〉 なし</p> <p>〈評定の根拠〉 私学リーダーズセミナーについては、計画通り 2 回実施した。大学対象のセミナーについては定員を 80 名以上として募集した。</p> <p>〈課題と対応〉 なし</p> <p>〈評定の根拠〉 私学スタッフセミナーについては、計画通り 2 回実施し</p>	<p><その他事項> —</p> <p><評価すべき実績> 「月報私学」、私学団体等の依頼による研修会において「私学情報提供システム」の案内を実施して利用促進を図った。</p> <p><今後の課題・指摘事項> —</p> <p><その他事項> —</p> <p><評価すべき実績> 私学リーダーズセミナーを計画通り 2 回実施し、大学対象のセミナーについては定員を 80 名以上として実施した。</p> <p><今後の課題・指摘事項> —</p> <p><その他事項> —</p> <p><評価すべき実績> 私学スタッフセミナーについては計画通り 2 回実施している。</p>
--	--	---	--	---	--	--

		<p>育成を目的としたスタッフセミナーを2回実施する。</p> <p>⑤学校法人の経営改善に資するため、適宜、以下の刊行物等の項目の見直し等を行い、情報提供を行う。 ・今日の私学財政 ・私立大学・短期大学等入学志願動向 ・私立高等学校入学志願動向</p> <p>⑥私立学校における教育及び経営に関する好事例や特色ある取組について情報を収集し、10件以上提供する。</p> <p>⑦学校法人の経営改善方策に関するアンケート(私立大学・短期大学を設置する学校法人を対象)を実施し、結果を公表する。 また、学校法人の経営改善方策に関するアンケート(私立高等学校を設置する学校法人を対象)を次年度に実施するため、アンケート内容を検討する。</p> <p>⑧学校法人が自らの経営状態を早期認識し、課題改善を</p>	<p>日程：9月12日～14日 場所：大阪ガーデンパレス 参加：24名(24法人) 日程：10月17日～19日 場所：仙台ガーデンパレス 参加：24名(24法人)</p> <p>⑤刊行物による情報提供 学校法人の経営改善に資するため、以下の刊行物によって情報提供を行った。 「私立大学・短期大学等入学志願動向」 ホームページに掲載(8月2日)、 学校法人等に発送(8月3日) 「今日の私学財政」 幼稚園・特別支援学校編：学校法人等に発送(8月31日) 専修学校・各種学校編：学校法人等に発送(8月31日) 大学・短期大学編：学校法人等に発送(12月27日) 高等学校・中学校・小学校編：学校法人等に発送(31年1月31日) 私立高等学校入学志願動向：ホームページに掲載(31年3月27日)</p> <p>⑥好事例や特色ある取組の情報収集 私立学校における教育及び経営に関する好事例や特色ある取組についての情報収集を行った。 ○「月報私学」4月号で、事例を2件紹介した。 ○「月報私学」11月号で、事例を1件紹介した。 ○ホームページに、事例9件掲載した(31年3月29日)。</p> <p>⑦学校法人の経営改善方策に関するアンケートの実施 学校法人の経営改善方策に関するアンケート(私立大学・短期大学を設置する学校法人を対象)を実施した。 対象法人数：665法人 依頼：4月10日 提出期限：5月21日 回答法人数：608法人</p> <p>○アンケート結果をまとめ、「私学経営情報第33号」として発送した(31年3月27日)</p> <p>○学校法人の経営改善方策に関するアンケート(私立高等学校を設置する学校法人を対象)を31年度に実施するためのアンケート内容を検討した。</p> <p>⑧自己診断チェックリスト、経営判断指標の活用方法の説明 ○「29年度版自己診断チェックリスト」の周知を図るため、その活用方法について月報私学6月号に掲載した。</p>	<p>た。</p> <p>〈課題と対応〉 なし</p> <p>〈評定の根拠〉 刊行物は、「私立大学・短期大学等入学志願動向」、「今日の私学財政」を発行し、情報提供を行った。</p> <p>〈課題と対応〉 なし</p> <p>〈評定の根拠〉 私立学校における教育及び経営に関する好事例や特色ある取組について情報収集を行い、その結果を12件提供した。</p> <p>〈課題と対応〉 なし</p> <p>〈評定の根拠〉 私立大学・短期大学を設置する学校法人を対象にアンケートを実施し、結果を公表した。また、31年度に私立高等学校を設置する学校法人を対象に実施するアンケートの内容を検討した。</p> <p>〈課題と対応〉 なし</p> <p>〈評定の根拠〉 自己診断チェックリストは決算数値等の更新を行い、ホー</p>	<p><今後の課題・指摘事項> — <その他事項> —</p> <p><評価すべき実績> 「私立大学・短期大学等入学志願動向」「今日の私学財政」を発行し、情報提供を実施した。 <今後の課題・指摘事項> — <その他事項> —</p> <p><評価すべき実績> 私立学校における教育及び経営に関する好事例や特色ある取組について情報収集を行い、その結果を12件提供した。 <今後の課題・指摘事項> — <その他事項> —</p> <p><評価すべき実績> 私立大学・短期大学を設置する学校法人を対象に経営改善方策に関するアンケートを実施し、その結果を公表した。また、私立高等学校を設置する学校法人を対象としたアンケートを平成31年度(令和元年度)に実施するため内容の検討を行った。 <今後の課題・指摘事項> — <その他事項> —</p> <p><評価すべき実績> 自己診断チェックリストについて決算数値等の更新を行い、ホーム</p>
--	--	--	---	--	---

		<p>行うため、自己診断チェックリスト、経営判断指標及び利用ガイドの活用方法をホームページ等に掲載するとともに、セミナー等において説明する。</p>	<p>○平成 30 年度版の自己診断チェックリストについては、学生数、教職員数及び決算数値を更新し、PDF 版を 31 年 2 月 28 日に、エクセル版を 31 年 3 月 28 日にホームページに掲載した。</p> <p>・経営判断指標の利用促進のため、スタッフセミナーにおいて利用方法を説明</p> <p>日時： 9 月 12 日 場所：大阪ガーデンパレス</p> <p>日時： 10 月 17 日 場所：仙台ガーデンパレス</p>	<p>ムページに掲載した。経営判断指標については、ホームページに掲載し、研修会等において活用方法を説明するとともに、集計結果を学校法人に通知した。以上により、学校法人の取組課題の早期認識と改善を促すよう努めた。</p> <p>〈課題と対応〉 なし</p>	<p>ページに掲載した。また、経営判断指標はホームページに掲載し、研修会等において活用方法を説明するとともに、集計結果を学校法人に通知した。上記取組により学校法人の取組課題の早期認識と改善を促すよう努めた。</p> <p>〈今後の課題・指摘事項〉 — 〈その他事項〉 —</p>
--	--	--	---	---	---

4. その他参考情報

システム開発年度の繰り延べによるシステム開発費の変更等によって予算額と決算額の間乖離が生じている。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-4	寄付金事業		
業務に関連する政策・施策	政策目標6 私学の振興 施策目標6-1 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	日本私立学校振興・共済事業団法 第23条 第4号
当該項目の重要度、難易度	難易度：「高」（「若手・女性研究者奨励金事業」に係る寄付金の募集については、制度が開始されたところであり、今後制度の周知や寄付金募集活動を通じて得られる社会からの要望等を奨励金に反映することにより、寄付者の拡大と定着を進めていく必要があることから、難易度が高いと認められるため）	関連する政策評価・行政事業レビュー	-

2. 主要な経年データ															
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
指標等		達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度		平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	
経済団体等 への訪問 件数	計画値	21件以上	-	21件以上					予算額（千円）	22,100,528					
	実績値		-	27件						決算額（千円）	25,361,887				
	達成率		-	128.6%							経常費用（千円）	25,369,817			
学校法人等の 研修会におけ る周知活動	計画値	12件以上	-	12件以上					経常利益（千円）			-90,993			
	実績値		-	22件						行政サービス実施 コスト（千円）		91,002			
	達成率		-	183.3%							従事人員数	5			
「若手・女性 研究者奨励金 事業」寄付受 入額	計画値	2,500万円	-	2,500万円											
	実績値		-	2,112万円											
	達成率		-	84.5%											

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	理由
3. 4 寄付金事業 (1) 学校法人等の多角的な財政基盤を確立するため、学校法人等の寄付金募金活動に対する支援の充実を図るとともに、広く社会に向けて、学校法人等への寄付に係る各種税制優遇制度等の更なる周知などの支援を行う。	4 寄付金事業 (1) 学校法人等の多角的な財政基盤の確立に向けた支援として、以下の取組を行う。 学校法人等の寄付金募金活動に資するため、学校法人等の行う研修会等において寄付金募金活動の実態や寄付金制度等の周知活動を年間12件以上行う。	4 寄付金事業 (1) 学校法人等の多角的な財政基盤の確立に向けた支援として、以下の取組を行う。 ① 寄付金募集活動の実態や寄付金制度等を周知するとともに、寄付金募集に係る知識や意欲の向上等を図るため、以下の取組を年間12件以上行う。 ア 私学団体や都道府県等が行う私立学校向けの研修会等に職員を派遣する。	<指標> ・学校法人等への寄付に係る各種税制優遇制度等の周知が充実されたか：経済団体等への訪問等件数 21件以上（平成28年度実績値：21件）、学校法人等の研修会における周知活動件数 12件以上（平成29年度上半期実績値：6件） <関連指標> ・学校法人等における毎年度の寄付金の受入れ金額（平成23～平成27年度実績平均値）：約2,100億円 <目標水準等の考え方> ・学校法人等への寄付に係る各種税制優遇制度等の周知が充実されたか：達成された場合、B評価とする。 ・学校法人等における毎年度の寄付金の受入れ金額：学校法人等の寄付金募金活動に対する支援の充実には、学校法人等に	4 寄付金事業 (1) 学校法人等の多角的な財政基盤の確立に向けた支援としての取組 ① 私立学校の多角的な財政基盤の確立に資するため、私立学校が取り組む寄付金募金活動の促進を図ることを目的とした活動 ア 私学団体や都道府県等が行う私立学校向けの研修会等への職員派遣（15件） ・日本私立大学協会「平成30年度私立大学 経営・財務基盤強化に関する協議会」：4月12日 ・日本私立大学協会「事務局職員研修会」：7月17日 ・千葉県私立大学総務・経理事務担当者連絡会「平成30年度合宿研修会」：7月27日 ・千葉県私立大学短期大学協会「職員研修会」：9月21日 ・日本私立医科大学協会「平成30年度経理事務研究集会」：10月4日 ・日本私立大学協会「平成30年度大学経理部課長相当者研修会」：10月19日 ・私学研修福祉会「私立大学の教育・研究充実に関する研究会」（短期大学の部）：11月5日 ・日本私立短期大学協会「私立短期大学経理事務等研修会」：11月7日 ・日本私立大学協会「寄付税制に係る職員研修」：11月7日 ・平成30年度私学リーダーズセミナー 短期大学：11月9日 ・大分県私立大学・短期大学協会「教職員研修会」：11月10日 ・平成30年度私学リーダーズセミナー 大学：11月30日 ・大学行政管理学会：31年2月16日 ・東京私立中学高等学校協会「学校経営研究会」：31年2月21日	4 寄付金事業 （評価） B (1) 財政基盤確立に向けた利用促進のための取組 （評価） A （評価の根拠） 寄付金募金活動の促進を図ることを目的とした各種研修会や学校法人が行う職員研修等への講師派遣等を22件行った。 （課題と対応） なし	評価 B <評価に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 (1) 財政基盤確立に向けた利用促進のための取組 （評価） A <評価に至った理由> 以下に示すとおり、中期計画に定められた以上の業務の進捗が認められるため。 <評価すべき実績> 各種研修会や学校法人の実施する職員研修等へ講師派遣等を22件行い、寄付金募金活動の促進を図った。 また、研修会等でのリーフレット配布などを通じて周知を図っている。 <今後の課題・指摘事項> — <その他事項> —	

<p>(2)平成 30 年度から新たに資金を交付する「若手・女性研究者奨励金事業」については、制度の更なる周知を図るなど、寄付金確保の取組を充実する。</p>	<p>(2)「若手・女性研究者奨励金事業」については、募金趣意書の作成や企業訪問等により広く社会に対して制度の更なる周知を図るなど、奨励金の交付財源となる寄付金を確保するための取組を充実することにより、「若手・女性研究者奨励金事業」に係る第 4 期中期目標期間中の寄付金の受入れ金額を 1.5 億円以上とする。</p>	<p>(2)「若手・女性研究者奨励金事業」の財源となる寄付金(募金目標額 2,500 万円)を確保するため、制度に対する幅広い社会一般からの理解を得ることを目的として以下の取組を行う。</p> <p>①「若手・女性研究者奨励金事業」に対して寄付金による支援を求めるため、企業等への訪問活動を行う。</p> <p>②「若手・女性研究者奨励金事業」への寄付金獲得の促進を図る観点から、制度周知のための企業等向けの募金趣意書や事業紹介リーフレットを作成</p>	<p><指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 「若手・女性研究者奨励金事業」に係る寄付金の受入れ金額：第 4 期中期目標期間中に 1.5 億円以上 <p><目標水準等の考え方></p> <ul style="list-style-type: none"> 「若手・女性研究者奨励金事業」に係る寄付金の受入れ金額：目標以上に寄付を受け入れた場合は A 評定以上を検討し、目標に達しなかった場合においても寄付金の獲得に向けた取組がなされている場合は B 評定とする。 <p><難易度></p> <ul style="list-style-type: none"> 「若手・女性研究者奨励金事業」に係る寄付金の募集については、制度が開始されたところであり、今後制度の周知や寄付金募集活動を通じて得られる社会からの要望等を奨励金に反映することにより、寄付者の拡大と定着を進めていく必要があることから、難易度が高いと認められる。そのため難易度を「高」とする。 <p><3 期中期評価：主な課題、指摘事項></p> <p>平成 30 年度から新たに資金を交付する「若手・女性研究者奨励金」については、直接寄</p>	<p>(2)「若手・女性研究者奨励金事業」の財源となる寄付金を確保するための取組</p> <p>①企業等への訪問活動</p> <p>○事業の概要及び特色等についての説明の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業等を訪問するなどにより、若手・女性研究者奨励金事業に対する賛同を得ることを目的として制度の概要や特色等について説明を行った。 <p>企業等の訪問実績(延べ訪問数)</p> <table border="1" data-bbox="1299 667 1982 810"> <tr> <td>4 月</td> <td>5 月</td> <td>6 月</td> <td>7 月</td> <td>8 月</td> <td>9 月</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>3</td> <td>—</td> <td>1</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>10 月</td> <td>11 月</td> <td>12 月</td> <td>1 月</td> <td>2 月</td> <td>3 月</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>2</td> <td>5</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 教育研究に関連する企業等が参加する展示会等において、若手・女性研究者奨励金事業の概要や特色等について説明を行った。 NEW EDUCATION EXPO 6 月 8 日 企業からの寄付促進を図るためのセミナーに参加した。 非営利公益セクター向けファンドレイジングセミナー 12 月 19 日 上記の訪問活動等を行った結果、30 年度に企業等より受領した寄付金は 16,628,582 円となった。 ※上記寄付金のうち、5,000,000 円は、寄付者の意向により、5 年分(令和 5 年度まで)の本奨励金の財源として受領した。 <p>○寄付金付き自動販売機の設置促進を図るための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 私立大学等経常費補助金説明会(実践編)において「若手・女性研究者奨励金寄付金付き自動販売機」の概要説明を行った(6 月 6 日～7 月 6 日 全 7 会場)。 「平成 30 年度第 2 回中部研究支援実務者連絡会(参加校 13 大学)」において「若手・女性研究者奨励金寄付金付き自動販売機」の概要説明を行った(11 月 30 日)。 学校法人への設置促進訪問を行った(29 学校法人)。 30 年度に寄付金付き自動販売機により受領した寄付金は 4,491,418 円となった。 <p>②企業等向けの募金趣意書や事業紹介リーフレットの作成</p> <p>若手・女性研究者奨励金事業への寄付金獲得の促進を図るため、企業等向けの支援の依頼や事業紹介資料を 6 月に作成した。 なお、企業等に訪問した際の意見・要望等を踏まえ、随時内容を更新した。</p>	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	—	—	3	—	1	—	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	12	4	3	5	2	5	<p>(2) 寄付金を確保するための取組</p> <p>(評定) B</p> <p><評定の根拠></p> <p>30 年度の寄付金は 2,112 万円であったが、本奨励金に寄付をする意義等、企業等のメリットを掲げ、積極的に企業等を訪問し、本奨励金事業の魅力積極的に伝えるなど、企業等の理解と支援を獲得するための取り組みを実施した。直接の寄付にはつながらない場合でも取引先等の紹介につなげるなど支援の輪の拡大に努めた。</p> <p><課題と対応></p> <p>なし</p> <p><評定の根拠></p> <p>企業等からの意見等を適切に反映し、紹介資料の随時更新を図る等、企業等に本事業の魅力伝える資料を作成した。</p> <p><課題と対応></p>	<p><評定に至った理由></p> <p>(評定) B</p> <p>中期計画に定められた通り、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。</p> <p><評価すべき実績></p> <p>平成 30 年度の寄付受入額は 2,112 万円と、計画値に達しなかったが、本奨励金への寄付の意義や企業等のメリットについて企業等を訪問して説明を行い、企業等の理解と支援を獲得するための取組を実施した。また、直接の寄付にはつながらない場合であっても、取引先等の照会につなげるなど支援の輪の拡大に努めた。</p> <p>寄付金付き自動販売機についても、補助金説明会等において概要説明を実施している。</p> <p><今後の課題・指摘事項></p> <p>—</p> <p><その他事項></p> <p>—</p> <p><評価すべき実績></p> <p>資料作成においては、企業等からの意見等を適切に反映し、随時更新を図るなどして本事業の魅力伝えるべく取り組んだ。</p> <p><今後の課題・指摘事項></p> <p>—</p>
4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月																									
—	—	3	—	1	—																									
10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月																									
12	4	3	5	2	5																									

		<p>する。</p> <p>③「若手・女性研究者奨励金事業」に対する寄付者からの寄付金による恒常的な支援を受けることを目的として、寄付者や本奨励金の選考委員会等からの意見を踏まえ、適切な見直しを行う。</p>	<p>付金を充当することとしていることから、寄付金の獲得に向けた更なる取組が求められる。</p>	<p>③若手・女性研究者奨励金事業の適切な見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寄付促進に係る企業訪問と同時に若手・女性研究者奨励金事業を寄付金による恒常的な支援を受けることができる事業とするため、企業等から制度に対する意見を聴取した（4社）。 ・本奨励金選考委員会において、新たに「若手・女性研究者奨励金制度改善検討会議」（仮称）の31年度設置を決定した。 	<p>なし</p> <p>〈評定の根拠〉 本奨励金の質の向上を図るため委員会の設置について決定する等見直しの体制を整備した。</p> <p>〈課題と対応〉 なし</p>	<p>〈その他事項〉 —</p> <p>〈評価すべき実績〉 本奨励金の質の向上を図るため企業等から制度に対する意見を聴取することに加え、委員会の設置について決定し、見直しの体制を整備している。</p> <p>〈今後の課題・指摘事項〉 —</p> <p>〈その他事項〉 —</p>
--	--	--	--	--	--	---

4. その他参考情報

例年を上回る額の寄付金受入があったことから配付も想定を上回ったため、予算額と実績額の間乖離が生じている。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-5	学術研究振興基金・資金事業		
業務に関連する政策・施策	政策目標 6 私学の振興 施策目標 6-1 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	日本私立学校振興・共済事業団法 第 23 条 第 4 号
当該項目の重要度、難易度	設定なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等		達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度		平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 5 年度
学術研究 振興資金 交付額	計画値	80 百万円以上	—	80 百万円以上					予算額（千円）	118,192				
	実績値		—	80.6 百万円					決算額（千円）	117,444				
	達成率		—	100.8%					経常費用（千円）	118,525				
									経常利益（千円）	-37,925				
									行政サービス実施 コスト（千円）	37,930				
									従事人員数	4				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																								
				業務実績	自己評価	評価	理由																							
<p>3. 5 学術研究振興基金・資金事業</p> <p>私立大学等における学術研究の充実を図るため、基金の運用等により財源を確保し、安定的な支援を行う。</p>	<p>5 学術研究振興基金・資金事業</p> <p>私立大学等における特色ある学術研究の充実を図るため、学術研究に直接必要な経費を対象として、学術研究振興資金を年間 80 百万円以上交付するとともに、必要な財源を確保することを目的として、長期にわたって安定的な資金交付ができるよう学術研究振興基金の効率的な運用に取り組む。</p>	<p>5 学術研究振興基金・資金事業</p> <p>私立大学等における特色ある学術研究の充実を図るため、以下の取組を行う。</p> <p>①学術研究振興資金を 80 百万円以上交付する。</p> <p>②長期にわたり安定的に資金交付を行うことを目的として、長期的視点に基づき「学術研究振興基金」の効率的な運用を行うために必要な検討を行う。</p>	<p><指標></p> <p>・「学術研究振興資金」を安定的に交付するための財源を確保できたか：80 百万円以上（平成 28 年度実績値：80 百万円）</p> <p><目標水準等の考え方></p> <p>・「学術研究振興資金」が安定的に交付するための財源を確保できたか：達成された場合、B 評価とする。</p>	<p>5 学術研究振興基金・資金事業</p> <p>①学術研究振興資金の交付</p> <ul style="list-style-type: none"> 29 年度に採択した研究 55 件に対し、80,600 千円の学術研究振興資金を交付した（5 月 25 日）。 「平成 31 年度学術研究振興資金」の公募を行った（8 月 3 日）。 「平成 31 年度学術研究振興資金」を交付するため、選考委員会を開催し、41 件の研究を採択し、81,100 千円の交付を内定した（31 年 2 月 26 日）。 <p>②「学術研究振興基金」の効率的な運用</p> <p>学術研究振興資金を安定的に交付するために必要な利息の獲得と運用のリスクを把握することを目的として、金融機関及び監査法人と運用商品の提案と商品の安全性等について協議を行った。</p> <p>○金融機関及び監査法人との協議回数</p> <table border="1"> <tr> <td>4 月</td><td>5 月</td><td>6 月</td><td>7 月</td><td>8 月</td><td>9 月</td> </tr> <tr> <td>2</td><td>2</td><td>—</td><td>5</td><td>4</td><td>3</td> </tr> <tr> <td>10 月</td><td>11 月</td><td>12 月</td><td>1 月</td><td>2 月</td><td>3 月</td> </tr> <tr> <td>4</td><td>4</td><td>8</td><td>6</td><td>8</td><td>2</td> </tr> </table> <p>○学術研究振興基金運用検討委員会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> 学術研究振興基金の効率的な運用について、金融機関及び監査法人と行った協議の結果を踏まえ、第 4 回学術研究振興基金運用検討委員会を開催し、今後の運用方針や運用にかかる論点整理について審議し、30 年度の運用対象を 3 銘柄、計 15 億円に決定した（31 年 3 月 13 日開催）。 <p>○各種セミナーへの参加</p> <p>直近の金利情勢を把握するため、以下のセミナーに参加した。 三菱 UFJ 銀行 為替相場セミナー 7 月 17 日</p>	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	2	2	—	5	4	3	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4	4	8	6	8	2	<p>5 学術研究振興基金・資金事業</p> <p>〈評価〉 B</p> <p>〈評価の根拠〉</p> <p>80 百万円以上の学術研究振興資金を交付するため、適切な運用により財源を確保した。</p> <p>また、学術研究振興資金の安定的な交付を可能とするべく運用方針について検討した結果を踏まえ、3 銘柄について計 15 億円の運用を開始した。</p> <p>〈課題と対応〉</p> <p>なし</p>	<p>評価 B</p> <p><評価に至った理由></p> <p>中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。</p> <p><評価すべき実績></p> <p>80 百万円以上の学術研究振興資金を交付するため、金融機関及び監査法人との協議を行うなどして適切な運用により財源を確保した。</p> <p>また、安定的な交付を可能とするべく運用方針について検討した結果を踏まえ、3 銘柄について計 15 億円の運用を開始した。</p> <p><今後の課題・指摘事項></p> <p>—</p> <p><その他事項></p> <p>—</p>
4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月																									
2	2	—	5	4	3																									
10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月																									
4	4	8	6	8	2																									

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-1	業務運営の効率化に関する事項 効率的な業務運営体制の確立		
当該項目の重要度、難易度	設定なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	-

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価	
				業務実績		自己評価		評価	理由
4. 業務運営の効率化に関する事項 4.1 効率的な業務運営体制の確立 「3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」の実現に向け、私学振興に係る業務を総合的かつ効率的に実施できるよう、組織や人員配置の見直しを適切に行うとともに、企画立案機能を強化する。	2. 業務運営の効率化に関する事項 1 効率的な業務運営体制の確立 「1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」の実現に向け、私学振興に係る業務を総合的かつ効率的に実施できるよう、組織や人員配置の見直しを適切に行うとともに、企画立案機能を強化する。	2. 業務運営の効率化に関する事項 1 効率的な業務運営体制の確立 私学振興に係る業務を総合的かつ効率的に実施できるよう、組織や人員配置の見直しを適切に行う。	<指標・目標水準等の考え方> ・組織や人員配置の見直しを適切に行ったか:「3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」の評定を参考に判断する。 <3 期中期評価: 主な課題、指摘事項> 社会の要請等に対応するため、私学振興に係る業務を総合的かつ効率的に実施できる組織への見直しを適切に行うことが求められる。	1 組織と人員配置の見直し ○私学経営情報センターの体制整備 ・医歯系大学に対する経営相談や情報提供に対応するため、専門職(任期付契約職員) 1名を引き続き配置した。 ・学校法人への積極的な情報提供や学校法人の経営改善に向けた取組への支援を強化するために、31年度より次長職1名を配置することとした。 ○システム管理室の体制整備 ・システム開発やシステム運用管理業務に対応するため、専門職(任期付契約職員) 1名を新たに配置した。 ○私学助成改革推進事業の体制変更 ・組織編成に関する業務を効率的に実施するため、31年1月30日に開催された「助成業務事務組織検討分科会」において、私学助成改革推進事業に係る業務体制の変更について検討がなされ、分科会(案)が策定された。分科会(案)については、31年2月4日に開催された「助成業務に係る組織編成等検討委員会」に提案・報告され、同委員会での審議・検討の結果、体制変更の内容について了承を得た。 ・上記の業務執行体制の変更を受けて、私学経営情報センター私学情報室から補佐職、係員各1名を助成部補助金課へ、係長職、係員を同センター経営支援室へ移すことを決定した。		1 効率的な業務運営体制の確立 〈評定〉 B 〈評定の根拠〉 組織や人員配置の見直しを適切に行った。 〈課題と対応〉 なし		評定	B
								<評定に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 1 効率的な業務運営体制の確立 (評定) B <評定に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 <評価すべき実績> 組織や人員配置の見直しを適切に実施した。 <今後の課題・指摘事項> - <その他事項> -	

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-2	経費等の見直し・効率化		
当該項目の重要度、難易度	設定なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
一般管理費の状況	計画値	171 百万円以下	—	171 百万円以下					
	実績値		145 百万円	167 百万円					
	達成率		—	102.4%					
自己収入額の状況	計画値	8 百万円以上	—	8 百万円以上					
	実績値		9 百万円	12 百万円					
	達成率		—	150.0%					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
4.2 経費等の見直し・効率化 事業団の助成業務の運営に関しては、社会情勢の変化等も勘案しながら、業務の徹底した見直しを進めるとともに、収入の適正化等による自己収入の確保・増に努め、経費の見直し、効率化を進める。	2 経費等の見直し・効率化 助成業務の安定的な運営のため、社会情勢の変化等も勘案しながら、業務の徹底した見直しを進めるとともに、収入の適正化等による自己収入の確保・増に努め、経費の見直し、効率化を進めることにより、一般管理費の金額を年間 171 百万円以下、自己収入額を年間 8 百万円以上とする。	2 経費等の見直し・効率化 経費等の見直し・効率化を図るため、以下の取組を行う。 (1) 予算の執行状況を定期的に精査し、効率的な執行に努める。	<指標・目標水準等の考え方> ・一般管理費の金額 (171 百万円以下 (平成 25～平成 28 年度実績平均値:171 百万円)): 達成された場合、B 評価とする。 ・自己収入額(8 百万円以上 (平成 25～平成 28 年度実績平均値:8 百万円)): 達成された場合、B 評価とする。 ・自己収入の増・確保及び経費の	2 経費等の見直し・効率化 (1) 予算の執行状況を定期的に精査 ○一般管理費・業務経費の予算執行にあたり、実績額について予算執行の進捗状況を確認し、支出内容を精査するとともに、各部署に対して、予算執行予定状況調査及びヒアリング (11 月、31 年 1 月) を行い、計画的、効率的な執行に努めた。	2 経費等の見直し・効率化 〈評価〉 B (1) 予算の執行状況の定期的な精査 〈評価〉 B 〈評価の根拠〉 予算執行の進捗を確認し計画的・効率的に予算執行に努めた。 〈課題と対応〉 なし	評価 B 〈評価に至った理由〉 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 (1) 予算の執行状況の定期的な精査 (評価) B 〈評価に至った理由〉 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 〈評価すべき実績〉 予算執行の進捗をヒアリング等により確認し計画的・効率的に予算執行に努めた。	

			<p>効率化を図るための取組が行われたか：達成された場合、B 評価とする。</p>	<p>(2) 経費の見直し、効率化により一般管理費について 171 百万円以下とするための取組</p> <p>○30 年度一般管理費の年度計画予算額は、171 百万円であり、前期中期計画時（25 年度～28 年度）の実績値平均により策定した。一般管理費の年度計画予算の執行に当たっては、予算執行の進捗状況、支出内容を精査し、予算の計画的、効率的な執行を図った。そのため、30 年度一般管理費の実績額は 167 百万円となり、予算額 171 百万円に対し 4 百万円の削減となった。</p> <p>○借入金利息の軽減 貸付財源の調達について貸付日の前日に財政融資資金及び厚生年金勘定により調達し、翌日に貸付を行うことで借入金利息の低減に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・12 月：9 億円（25 日調達→26 日貸付） <p>○一般競争入札による調達価格の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「月報私学」の編集及び印刷作成等業務 （29 年度：4,748 千円 → 30 年度：4,237 千円 ▲511 千円） ・学校法人等基礎調査データエントリー業務 （29 年度：4,125 千円 → 30 年度：4,048 千円 ▲77 千円） <p>○その他費用等の削減 消耗品の購入等、価格が 100 万円以下の案件については一般競争入札に付していないが、その場合も原則として複数の業者から見積書を徴し、調達価格の削減を図った（見積合わせ 59 回実施）。</p> <p>○節電行動計画の策定による使用電力の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夏期の電力需給対策として、以下の節電行動計画を策定し、使用電力の削減を図った。 実施期間：7 月 1 日～9 月 30 日 節電目標：290 kwh（上限使用電力） 節電内容：事務所内の温度設定（28℃）休憩時間及び退勤時の室内照明の消灯、OA 機器の電源オフによる節電、エレベーターの運転制限 ・節電行動の結果（実績） 各月の最大使用電力はいずれも 290kw 以下を達成した（7 月 262kw、8 月 251kw、9 月 225kw）。 ・冬期においても、「今冬の節電対策について」を策定し、12 月 1 日～31 年 3 月 31 日の間、事務所内の温度設定を 20℃とするなどの節電対策に取組んだ。 <p>(3) 刊行物販売収入等の自己収入を 8 百万円以上の確保するための取組</p> <p>○刊行物販売収入等の自己収入として 30 年度計画 予算額は 8 百万円であり、前中期計画時（25 年度～28 年度）の実績値平均により策定した。 30 年度の自己収入の実績額は 12 百万円となり、予算額 8 百万円を 4 百万円上回った。 このうち刊行物については、16 年度より、特定非営利活動法人「学</p>	<p>(2) 経費の見直し、効率化 （評価） B</p> <p>〈評価の根拠〉 経費の見直し、効率化により一般管理費を 171 百万円以下とした。</p> <p>〈課題と対応〉 なし</p> <p>(3) 自己収入の確保 （評価） A</p> <p>〈評価の根拠〉 自己収入 8 百万円以上を確保した。</p>	<p>〈今後の課題・指摘事項〉 —</p> <p>〈その他事項〉 —</p> <p>(2) 経費の見直し、効率化 （評価） B 〈評価に至った理由〉 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 〈評価すべき実績〉 一般競争入札による調達価格の削減など経費の見直し、効率化により一般管理費を 171 百万円以下とした。 〈今後の課題・指摘事項〉 —</p> <p>〈その他事項〉 —</p> <p>(3) 自己収入の確保 （評価） A 〈評価に至った理由〉 評価すべき実績の欄に示す通り、中期計画に定められた以上の進捗が認められるため。</p>
--	--	--	---	---	---	--

				<p>校経理研究会」を販売元とし、「今日の私学財政」等の刊行物の委託販売を行っている。</p> <p>これらの刊行物は業務上、私立学校への情報の還元を行うことを第一の目的としており、その上で販売も行っている。</p> <p>また、講師派遣については 17 年度より、学校法人等への情報提供サービスのひとつとして実施している。</p> <p>○刊行物の販売 ・販売冊数：489 冊 ・販売収入：971 千円</p> <p>○講師派遣 ・派遣件数：31 件 ・派遣収入：1,952 千円</p> <p>○平成 30 年度私学リーダーズセミナー ・セミナー収入：2,600 千円（130 件）</p> <p>○平成 30 年度私学スタッフセミナー ・セミナー収入：2,400 千円（48 件）</p> <p>○平成 30 年度私立大学等改革フォーラム ・フォーラム収入：1,401 千円（467 件）</p>	<p>〈課題と対応〉 なし</p>	<p>〈評価すべき実績〉 刊行物販売や講師派遣、セミナー等による自己収入は 12 百万円となった。</p> <p>〈今後の課題・指摘事項〉 —</p> <p>〈その他事項〉 —</p>
--	--	--	--	--	------------------------	---

4. その他参考情報	
特になし	

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-3	契約の適正化		
当該項目の重要度、難易度	設定なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	-

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
-	-	-	-	-	-	-	-	-

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価																						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																
				業務実績	自己評価	評価	理由															
4.3 契約の適正化 事業団の締結する契約については、真にやむを得ないものを除き、原則として一般競争入札による。また、一般競争入札のうち結果として一者応札となった場合、要因の分析を行うなど改善に向けた取組を行う。併せて、契約の適正な実施については監事による監査を受けるとともに、その契約状況を公表する。	3 契約の適正化 事業団の締結する契約については、真にやむを得ないものを除き、原則として一般競争入札による。また、一般競争入札のうち結果として一者応札となった場合、改善に向けた原因の分析又は改善に向けた取組を行う。併せて、契約の適正な実施については監事による監査を受けるとともに、その契約状況を公表する。	3 契約の適正化 契約の適正化について、以下の取組を行う。 (1) 真にやむを得ないものを除き、原則として一般競争入札によることとする。	<指標・目標水準の考え方> ・一者応札について改善に向けた原因の分析又は取組が行われたか：達成された場合、B評価とする。 <29年度評価：主な課題、指摘事項> 結果として一者応札となった場合、要因の分析を行うなど適切な方策の検討を行うことが望まれる。	3 契約の適正化 (1) 真にやむを得ないものを除き、原則として一般競争入札によることとする。 <table border="1"> <tr> <td>契約総件数</td> <td>29件</td> <td>100.0%</td> <td>(前年度 29件 100.0%)</td> </tr> <tr> <td>一般競争入札件数</td> <td>19件</td> <td>65.5%</td> <td>(前年度 20件 69.0%)</td> </tr> <tr> <td>企画競争・公募型件数</td> <td>2件</td> <td>6.9%</td> <td>(前年度 1件 3.4%)</td> </tr> <tr> <td>随意契約件数</td> <td>8件</td> <td>27.6%</td> <td>(前年度 8件 27.6%)</td> </tr> </table>	契約総件数	29件	100.0%	(前年度 29件 100.0%)	一般競争入札件数	19件	65.5%	(前年度 20件 69.0%)	企画競争・公募型件数	2件	6.9%	(前年度 1件 3.4%)	随意契約件数	8件	27.6%	(前年度 8件 27.6%)	3 契約の適正化 (評定) B (1) 一般競争入札の状況 (評定) B <評定の根拠> 真にやむを得ないものを除き、一般競争入札を実施し、契約の適正化に努めた。 <課題と対応> なし	評定 B <評定に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 (1) 一般競争入札の状況 (評定) B <評定に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 <評価すべき実績> 一般競争入札件数比率は前年度に比して下がってはいるものの、真にやむを得ないものを除き一般競争入札を実施しており、契約の適正化に努めている。 <今後の課題・指摘事項> 一者応札となった場合、要因の分析を行うなど、改めて随意契約・一者応札を防ぐような、より適切な方策の検討を行うことが望まれる。
契約総件数	29件	100.0%	(前年度 29件 100.0%)																			
一般競争入札件数	19件	65.5%	(前年度 20件 69.0%)																			
企画競争・公募型件数	2件	6.9%	(前年度 1件 3.4%)																			
随意契約件数	8件	27.6%	(前年度 8件 27.6%)																			

		<p>(2) 一者応札が発生した場合、改善に向けた原因の分析又は取組を行う。</p>		<p>(2) 一者応札が発生した場合の改善に向けた原因分析又は取組競争性のある契約 (21 件) のうち、一者応札は 7 件である。</p> <p>○一者応札契約の主な原因と改善策</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 30 年度私学振興事業本部の業務システムにかかる運用支援等業務 29 年度：1 者→30 年度：1 者 一者応札の理由：現在稼働しているシステムのセキュリティレベルを維持するのが困難なため 平成 30 年度私学振興事業本部事務所等における建物設備管理等業務 29 年度：1 者→30 年度：1 者 一者応札の理由：必要な資格を持つ人材の確保が困難なため 平成 30 年度私学振興事業本部施設警備業務 29 年度：1 者→30 年度：1 者 一者応札の理由：必要な資格を持つ人員の確保が困難なため 平成 30 年度私学振興事業本部受付・電話交換業務 29 年度：2 者→30 年度：1 者 一者応札の理由：指定の人材手配が困難なため 平成 30 年度私学振興事業本部職員食堂運営業務及びパック弁当販売業務 26 年度：随意契約→30 年度：1 者 一者応札の理由：専従職員の不足及び事業団の食堂が現場調理不可のため 私学振興事業本部業務用端末機器等のレンタル 25 年度：3 者→30 年度：1 者 一者応札の理由：機器の調達に困難なため 助成システム最適化にかかる基本計画策定支援業務 30 年度：1 者 一者応札の理由：一部必要な資格を所有していないため <p>なお、一者応札となっている案件のうち、調達額の大きいシステム関係案件については、「助成システムの最適化の基本方針策定支援業務」において整理し、それらを参考にして仕様書の見直しを行う。調達案件については、毎月実施する監事による会計監査などにおいて契約内容や入札参加者が一者であった場合の理由など入札の状況を確認し、内容をチェックした上で表記内容を工夫することなどによって、できる限り多くの業者を参入させる努力を行った。このほか、調達予定を公表すること、一般競争入札は 30 日、政府調達は 50 日の告示期間を確保し、掲示による告示及びホームページでの調達情報掲載のほか、仕様の見直しを行うことにより、他の業者が参加しやすいよう改善に努めた。</p>	<p>(2) 一者応札の改善に向けた取組 〈評定〉 B</p> <p>〈評定の根拠〉 一者応札については、改善に向けた原因の分析を行うなど適切な方策の検討を行った。</p> <p>〈課題と対応〉 一者応札となった場合は、要因の分析を行うなど適切な方策の検討を行う。</p>	<p><その他事項> —</p> <p>(2) 一者応札の改善に向けた取組 (評定) B <評定に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 <評価すべき実績> 一者応札となった案件については、原因の分析を行うなど改善に向けて適切な方策の検討を実施している。 また、調達においては、日程の設定等において多くの業者を参入させる努力を行っている。 <今後の課題・指摘事項> —</p> <p><その他事項> —</p>
		<p>(3) 契約状況については、毎月、監事による監査を受けるとともに、その契約状況について、ホームページに公表する。</p>		<p>(3) 契約状況の監事による監査とその公表</p> <ul style="list-style-type: none"> 監事による監査については、毎月実施している会計監査において、契約状況等の監査を受け、調達の実施における適正性を図った。 30 年度：29 件 契約状況について、「契約結果公表基準」に基づき、毎月「契約結果一覧」及び「入札結果一覧」をホームページで公表した。 	<p>(3) 契約状況の監事による監査とその公表 〈評定〉 B</p> <p>〈評定の根拠〉 毎月、監事監査において監査を受け、契約の適正化に</p>	<p>(3) 契約状況の監事による監査とその公表 (評定) B <評定に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認めら</p>

						<p>努めた。 また、契約状況についてホームページに公表し、契約の適正化に努めた。</p> <p>〈課題と対応〉 なし</p>	<p>れるため。</p> <p>〈評価すべき実績〉 毎月の監事監査において監査を受けることで契約の適正化に努めた。 また、契約状況についてはホームページに公表している。</p> <p>〈今後の課題・指摘事項〉 —</p> <p>〈その他事項〉 —</p>
--	--	--	--	--	--	---	---

4. その他参考情報							
特になし							

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3-1	財務内容の改善に関する事項 収益の確保、予算の効率的な執行、適切な財務内容の実現		
当該項目の重要度、難易度	設定なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	-

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価	評価	理由		
5. 財務内容の改善に関する事項 5.1 収益の確保、予算の効率的な執行、適切な財務内容の実現 (1) 事業年度ごとに収支計画を作成するとともに、当該収支計画に沿った適切な運営を行う。	3. 財務内容の改善に関する事項 1 収益の確保、予算の効率的な執行、適切な財務内容の実現 (1) 事業年度ごとに収支計画を作成するとともに、当該収支計画に沿った適切な運営を行う。	3. 財務内容の改善に関する事項 1 収益の確保、予算の効率的な執行、適切な財務内容の実現 (1) 収支計画を作成し、当該収支計画に沿った適切な運営に努める。	<指標・目標水準等の考え方> ・収支計画に沿った運営が行われたか。：達成された場合、B評価とする。 <3 期中期評価：主な課題、指摘事項> 事業団の助成業務の運営に当たっては、国からの財政支援を受けておらず、貸付事業による事業収益で賄っているところであるが、少子化や昨今の金利の状況等を踏まえ、事業団財政の中長期的な展望の検討や、貸	1 収益の確保、予算の効率的な執行、適切な財務内容の実現 助成業務において行う各種事業の実施に係る経費については、国からの運営費交付金を受けておらず、貸付事業における収益をもって人件費を含む経費を賄っている。 (1) 収支計画の作成及び執行状況 30 年度収支計画については、中期計画に沿って経費の縮減・効率化を含む各事業の計画予算額に基づき作成した。特に事業団の財政運営の健全化を図る観点から、貸付事業における収益を確保し、併せて業務運営の経費等の縮減・効率化に努めることとし、以下のとおり行った。 ①当初計画 当初計画貸付事業における収益を確保し、財務運営の健全化を図るため、貸付計画額(640 億円)の達成、繰上償還の計画的な受入れ(5 億円)、貸付資金の安定的な調達(借入金 576 億円)等の事業計画に基づき、貸付金利息、借入金・債券利息等を積算し、運営経費については、経費等の縮減・効率化の計画に基づき積算した。 ②変更後計画 ・平成 30 年 7 月豪雨への対応	1 収益の確保、予算の効率的な執行、適切な財務内容の実現 〈評定〉 B (1) 収支計画に沿った適切な運営 〈評定の根拠〉 収支計画を作成し、当該収支計画に沿った運営を行った。 〈課題と対応〉 なし	評定 B <評定に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 (1) 収支計画に沿った適切な運営 (評定) B <評定に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 <評価すべき実績> 収支計画を作成し、当該収支計画に沿った運営を行っている <今後の課題・指摘事項> 貸付規模の確保に向けた取組を進め			

<p>(2) 事業団の健全な財政運営を維持するため、貸付規模を確保するための取組を行うなど、収益の確保・増に努める。併せて、私立学校施設の耐震化を促進するため、平成23年度から平成27年度に実施した耐震改築低利融資事業による事業団の財政運営への影響が縮小する第4期中期目標期間中に当期純損失の発生を解消する。</p>	<p>(2) 事業団の健全な財政運営を維持するため、貸付規模を確保するための取組を行うなど、収益の確保・増に努める。あわせて私立学校施設の耐震化を促進するため平成23年度から平成27年度に実施した耐震改築低利融資事業による事業団の財政運営への影響が縮小する第4期中期目標期間中に当期純損失の発生を解消する。</p>	<p>(2) 事業団の健全な財政運営を維持するため、貸付規模を確保するための取組を行うなど、収益の確保・増に努める。また、耐震化促進のための低利融資事業の影響による当期純損失を解消するため、利息収支差を始めとした収支状況を把握分析し検証を行う。</p>	<p>付規模の確保等に向けた取組を進めるなど、健全な財政運営の維持に向けた取組を行うことが求められる。</p> <p><指標・目標水準等の考え方> ・収益の確保・増に向けた取組が行われたか。また、第4期中期目標期間中に当期純損失の発生が解消されたか：達成された場合、B評価とする。 <関連指標等> ・利息収支差（貸付金利息から支払利息を控除）：毎年度確認し、著しく増減があった場合、評価に考慮する。 ・貸付規模：学校法人等の需要により変動するものの、事業団の業務</p>	<p>平成30年7月豪雨により被災した私立大学等に対する財政支援措置として補正予算により私立大学等経常費補助金が増額されたため、収支計画（予算）等を変更した。</p> <p>国庫補助金 316,579百万円 → 317,070百万円 交付補助金 316,479百万円 → 316,970百万円</p> <p>・平成30年北海道胆振東部地震への対応 北海道胆振東部地震により被災した私立大学等に対する財政支援措置として第2次補正予算により私立大学等経常費補助金が増額されたため、収支計画（予算）等を変更した。</p> <p>国庫補助金 317,070百万円 → 317,229百万円 交付補助金 316,970百万円 → 317,129百万円</p> <p>○収支計画に沿った運営 貸付事業については、貸付計画額640億円に対して貸付実績額535億円、繰上償還5億円に対して1億円（補償金付繰上償還を除く）、借入計画額576億円に対して、466億円となった。 貸付金利息（計画額6,742百万円、実績額5,902百万円）と借入・債券利息（計画額4,986百万円、実績額4,206百万円）との利息収支差は、計画額1,755百万円に対して、1,696百万円と59百万円の減額となった。 人件費、一般管理費、業務経費等は計画額2,154百万円に対して2,042百万円と112百万円の減額となった。 この結果、30年度当期総損失は、452百万円となり、計画額341百万円に対して111百万円の増額となった。</p> <p>(2) 事業団の健全な財政運営を維持するための取組 ○中長期的な展望に立った財政運営の検討 助成業務は貸付事業から生じる収益により、他の助成業務の経費を賄っており、安定的な運営には利益金の確保が必要となる。 23年度～27年度に実施した私立学校施設の耐震改築事業及び耐震改修事業に対する長期低利融資（3年無利子、4年目以降0.5%）の影響により、貸付金の利息収支差が著しく減少したが、28年度より新たに利子助成制度が措置されたため、その影響は限定された。そのため、30年度貸付事業における利息収支差は1,696百万円となり、29年度利息収支差1,431百万円を265百万円上回った。 また、この耐震改築事業にかかる長期低利融資の影響により今後数年間では収益の確保が厳しいことから、助成業務の健全な財政運営の維持に向けた方策の検討として、第4期中期計画期間以降の収支状況について、29年度決算をもとに損益シミュレーションを作成し、その結果を執行役員会議（9月11日）、部課長会議（9月11日）で報告した。また、職員に対しても説明会（11月6日・14日）を開催し、周知した。</p>	<p>(2) 自己収入確保の状況・当期純損失の発生を解消 <評価> B <評定の根拠> 収益の確保・増に向けた取組が行われた。 <課題と対応> 事業団財政の中長期的な展望の検討を行うとともに、貸付規模を確保するための取組を含めた、健全な財政運営の維持に向けた取組を行っていく。</p>	<p>るほか、健全な財政運営の維持に向けた取組を行い、事業団財政の中長期的な展望の検討を行うことが求められる。 <その他事項> —</p> <p>(2) 自己収入確保の状況・当期純損失の発生を解消 (評価) B <評価に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 <評価すべき実績> 損益シミュレーションを作成して、その結果を会議で報告するなど、収益の確保・増に向けた取組が行われた。 <今後の課題・指摘事項> — <その他事項> —</p>
--	---	--	---	--	---	--

			<p>運営に影響を及ぼすことから、毎年度確認し、著しく増減があった場合、評価に考慮する。【再掲】</p> <p><29年度評価：主な課題、指摘事項></p> <p>></p> <p>引き続き事業団財政の中期的な展望の検討に加え、長期的な展望についても検討を進め、貸付規模を確保するための取組を含めた健全な財政運営の維持に向けた取組を行うことが望まれる。</p> <p><3期中期評価：主な課題、指摘事項></p> <p>></p> <p>健全な財政運営を維持するため、参加料収入の適正化など自己収入の確保に向けた検討を進め、必要な措置を講ずることが求められる。</p>		
--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3-2	財務内容の管理の適正化		
当該項目の重要度、難易度	設定なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	-

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	理由
5.2 財務内容の管理の適正化 事業毎に厳格かつ客観的な評価・分析を実施し、その結果を踏まえ事業への経費配分や業務運営の効率化に反映させるとともに、財務状況等の健全性・透明性を確保する。	2 財務内容の管理の適正化 事業ごとに厳格かつ客観的な評価・分析を実施し、その結果を踏まえ事業への経費配分や業務運営の効率化に反映させるとともに、財務状況等の健全性・透明性を確保する。	2 財務内容の管理の適正化 (1)事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析を実施し、その結果を経費配分や業務運営の効率化に反映させる。決算情報・セグメント情報の公表内容の充実を図る観点から、平成 29 事業年度決算内容のダイジェスト版及び財務状況の経年推移を作成し公表する。	<指標・目標水準等の考え方> ・事業毎の評価・分析を踏まえた経費配分等が行われたか。また、財務状況等の健全性・透明性を確保するための取組が行われたか：達成された場合、B 評価とする。 ・総貸付残高に対するリスク管理債権の割合：達成された場合、B 評価とする。【再掲】	2 財務内容の管理の適正化 (1) 事業ごとの経費配分、業務運営の効率化 ○事業ごとの経費配分及び執行 予算配分については、各事業の年度計画に基づき積算するとともに、学齢人口の減少等に伴い、経営が厳しい状況にある私立学校をより一層支援するために経営支援・情報提供事業・融資事業の強化を図り、その他の事業に関しても前年度の執行状況を勘案した上で、予算を編成した。 また、予算の執行にあたっては、四半期ごとの進捗状況、支出内容の精査、各部署に対する下半期の予算執行状況調査及びヒアリングを行い、業務運営の効率化による経費の節約を図った。 ○決算情報・セグメント情報の公表内容の充実 ・決算内容のダイジェスト版の公表 業務内容に基づき、助成業務（助成勘定）及び共済業務（短期勘定、厚生年金勘定、退職等年金給付勘定、福祉勘定、共済業務勘定）の 6 勘定の決算の概要を作成し、決算承認後にホームページに公表した（11月9日）。 ・財務状況の経年推移の公表：財務状況の経年推移を作成し、ホームページに公表した（11月9日）。	2 財務内容の管理の適正化 (1) 経費配分、業務運営の効率化 (評価) B <評価の根拠> 事業ごとの年度計画に基づく予算編成を行い、また、財務内容の透明性等の確保のため、決算状況等のダイジェスト版等を作成し公表するなど計画通り実施した。 <課題と対応> なし	評価 B <評価に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 (1) 経費配分、業務運営の効率化 (評価) B <評価に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 <評価すべき実績> 事業ごとの年度計画に基づいて予算編成を行い、執行にあたっては四半期ごとに調査やヒアリング等を実施した。また、財務内容の透明性確保のために決算内容のダイジェスト版をホームページで公表するなど計画通りに実施している。 <今後の課題・指摘事項>	

			<p>(2)財務状態の健全性を確保するため、債権の適切な回収を図ることなどにより収支状況の改善に努める。特に、信用リスクに備えるため、適正な貸倒引当金の設定を行う。</p>	<p>(2) 財務状態の健全性の確保 滞納法人に対しては、顧問弁護士の助言を得て、面接、文書、出張等の方法により、督促を行い、リスク管理債権の圧縮に努めた。貸出条件緩和法人等のリスクの高い法人については、審査・管理室と私学経営情報センターが連携を図り、協働してリスク管理債権の圧縮に努めた結果、30年度末のリスク管理債権額は6,952百万円となり、前年度に比べ351百万円減となった。 この結果、リスク管理債権額の総貸付金残高に対する割合は1.21%となった。</p>	<p>(2) 財務状態の健全性の確保 〈評定〉 A 〈評定の根拠〉 財務内容の健全性のため、リスク管理債権の圧縮に努め、適切なリスク管理を実施した。 〈課題と対応〉 なし</p>	<p>— <その他事項> — (2) 財務状態の健全性の確保 (評定) A <評定に至った理由> 評価すべき実績の欄に示す通り、中期計画に定められた以上の進捗が認められるため。 <評価すべき実績> 財務内容の健全性確保のため、リスク管理債権の圧縮に努めた結果リスク管理債権額の総貸付金残高に対する割合が1.21%となり、適切なリスク管理を実施した。 <今後の課題・指摘事項> — <その他事項> —</p>
--	--	--	--	--	---	---

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3-3	人件費の適正化		
当該項目の重要度、難易度	設定なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	-

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
-	-	-	-	-	-	-	-	-

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
5.3 人件費の適正化 給与水準については、国家公務員等の給与水準も十分に考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、給与水準の適正化を図るとともに、給与水準及びその合理性・妥当性を対外的に公表する。	3 人件費の適正化 給与水準については、国家公務員等の給与水準も十分に考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、給与水準の適正化を図るとともに、給与水準及びその合理性・妥当性を対外的に公表する。	3 人件費の適正化 給与水準については、国家公務員等の給与水準も十分に考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、給与水準の適正化を図るとともに、給与水準及びその合理性・妥当性を対外的に公表する。	<指標・目標水準等の考え方> ・毎年度検証し、給与水準等を対外的に公表する。：達成された場合、B評価とする。	3 人件費の適正化 ○給与水準の適正化 国家公務員等の給与水準を十分に考慮し、人事院の給与勧告を踏まえたうえで、役職員に対し適正な報酬や給与等を確保した。具体的には、職員の本給表の改定率を平均 0.2%としたうえで、若年層については 1,000 円程度、その他については 400 円の引き上げを基本として改定した（職員給与規程：平成 30 年 12 月 10 日改正）。 ○給与水準及びその合理性・妥当性を対外的に公表 事業団は、国のガイドラインに基づいて、役員報酬や職員給与について公表する義務はないが、社会一般に対して説明責任を果たすことは事業団の責務であると考えられる。そのため、給与等の実態を取りまとめ、自主的にホームページで公表した。 ・「役職員の報酬・給与等について」：7 月 19 日掲載	3 人件費の適正化 (評価) B <評価の根拠> 人件費の適正化について検証し、給与水準等を対外的に公表した。 <課題と対応> なし	評価	B
						<評価に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 <評価すべき実績> 給与水準の適正化を図りつつ、給与水準及びその合理性・妥当性をホームページで対外的に公表している。 <今後の課題・指摘事項> - <その他事項> -	

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3-4	予算、収支計画及び資金計画		
当該項目の重要度、難易度	設定なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	-

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
-	-	-	-	-	-	-	-	-

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
区分	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	理由
		年度計画予算 (A)	実績額 (B)	差額 (B-A)		4 予算、収支計画及び資金計画 (評価) B 《評価の根拠》 年度計画予算をもとに計画的に執行した。 《課題と対応》 なし	評価	B
収入の部								
政府出資金		-	-	-				
借入金		57,600	46,600	△ 11,000 ※1				
うち教育環境充実資金に係る借入金		1,000	7,817	6,817 ※2				
貸付回収金		59,603	61,325	1,722 ※3				
うち教育環境充実資金に係る借入金		20	20	0				
貸付金利息		6,692	5,909	△ 783 ※4				
預金利息		0	0	0				
国庫補助金		317,229	316,687	△ 542 ※5				
受入寄付金		22,025	36,181	14,156 ※6				
受入基金		1	-	△ 1				
基金受取利息		5	5	0				
雑収入		8	1,779	1,771 ※7				
計		463,164	468,488	5,324				
支出の部								
貸付金		64,200	53,563	△ 10,637 ※8				
うち教育環境充実資金に係る借入金		1,000	7,817	6,817 ※9				
借入金償還		49,027	50,604	1,577 ※10				
うち教育環境充実資金に係る借入金		20	10	△ 10				
借入金利息		4,644	3,898	△ 746 ※4				
私学振興債券償還		4,000	4,000	-				
債券利息		321	321	0				
助成金		-	-	-				
交付補助金		317,129	316,618	△ 511 ※5				
配付寄付金		22,025	25,278	3,253 ※11				
学術研究振興費		80	80	0				
人件費		1,227	1,215	△ 12 ※12				
一般管理費		171	167	△ 4 ※12				
業務経費		801	617	△ 184 ※12				
施設整備費		10	1	△ 9 ※13				
厚生年金勘定へ繰入		-	-	-				
雑支出		-	1,766	1,766 ※6				
計		463,636	458,133	△ 5,503				

<p>(注) 百万円未満の端数を切り捨てているため、各欄積算と合計欄の数字が一致しないことがある。</p>			
※1 貸付金の実績減による借入金の減			
※2 貸付金の実績増による借入金の増			
※3 繰上償還等による増			
※4 予算積算金利と実行金利の相違等による減			
※5 交付補助金の実績減			
※6 受入寄付金の実績増			
※7 補助金返還額の増等			
※8 貸付金の実績減			
※9 貸付金の実績増			
※10 繰上返済による増			
※11 配付寄付金の実績増			
※12 節減等による減			
※13 計画の見直し等による減			

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3-4	予算、収支計画及び資金計画		
当該項目の重要度、難易度	設定なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	-

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
-	-	-	-	-	-	-	-	-

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
区分	中期目標	中期計画	年度計画		主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			年度計画A	実績額B		業績B-A	業務実績	
費用の部							4 予算、収支計画及び資金計画 (評価) B (評価の根拠) 収支計画をもとに計画的に執行した。 (課題と対応) なし	評価 B <評価に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 <評価すべき実績> 年度計画に沿った計画的な執行計画の執行がなされているが、当期損失が発生している。この要因について分析(P48参照)するとともに中期的な展望に立った財政運営の検討等がなされている。 <今後の課題・指摘事項> - <その他事項> -
経常費用								
業務費								
交付補助金			345,792	347,803	2,011			
借入金利息 ①			317,129	316,618	△ 511 ※1			
債券利息 ②			4,666	3,886	△ 780 ※2			
配付寄附金			320	320	-			
学術研究振興費			22,025	25,278	3,253 ※3			
業務経費 ③			80	80	0			
一般管理費 ④			51	182	131 ※4			
雑損			1,519	1,436	△ 83 ※5			
臨時損失			635	606	△ 29 ※5			
固定資産除却損			-	1,766	1,766			
費用の部計			346,427	350,176	3,749			
収益の部								
経常収益								
補助金等収益 ⑤			317,229	316,682	△ 547 ※1			
貸付金利息			6,742	5,902	△ 840 ※2			
寄附金収益			22,105	25,359	3,254 ※7			
財務収益			0	0	0			
雑益			8	1,779	1,771 ※6			
臨時利益								
前期損益修正益 ⑥			-	1	1			
収益の部計			346,086	349,723	3,637			
税引前当期純利益又は 税引前当期純損失(△)			△ 341	△ 452	△ 111			
法人税、住民税及び事業税 ⑦			0	0	-			
当期総利益又は当期総損失(△)			△ 341	△ 452	△ 111			
利息収支差(⑤+⑥-①-②)			1,755	1,696	△ 59			
人件費、一般管理費、業務経費等(③+④+⑦)			2,154	2,042	△ 112			

<p>(注) 百万円未満の端数を切り捨てているため、各欄積算と合計欄の数字が一致しないことがある。</p> <p>※1 交付補助金の実績減</p> <p>※2 予算積算金利と実行金利の相違等による減</p> <p>※3 配付寄附金の実績増</p> <p>※4 貸倒引当金の増</p> <p>※5 節減等による減</p> <p>※6 補助金返還額の増等</p> <p>※7 配付寄附金の実績増による寄付金収益の増</p>			
---	--	--	--

<p>4. その他参考情報</p> <p>特になし</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3-4	予算、収支計画及び資金計画		
当該項目の重要度、難易度	設定なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	-

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
-	-	-	-	-	-	-	-	-

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価	評価	B	
区分	年度計画A	実績額B	差額B-A					
資金支出					4 予算、収支計画及び資金計画 (評価) B (評価の根拠) 資金計画をもとに計画的に執行した (課題と対応) なし	評価 B <評価に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 <評価すべき実績> 年度計画に沿った計画的な執行がなされている。 <今後の課題> - <その他事項> -		
業務活動による支出	463,396	457,942	△ 5,454					
交付補助金支出	317,129	316,618	△ 511 ※1					
貸付による支出	64,200	53,563	△ 10,637 ※2					
長期借入金の返済による支出	49,027	50,604	1,577 ※3					
借入金利息支出	4,644	3,898	△ 746 ※4					
私学振興債券の償還による支出	4,000	4,000	-					
債券利息支出	321	321	-					
寄付金の配付による支出	22,025	25,278	3,253 ※5					
学術研究振興費の交付による支出	80	80	0					
人件費支出	1,174	1,108	△ 66					
その他の業務支出	794	2,468	1,674 ※6					
投資活動による支出	187	24,779	24,592					
定期預金の預入による支出	-	23,200	23,200					
有価証券の取得による支出	-	1,558	1,588					
有形固定資産の取得による支出	10	6	△ 4					
無形固定資産の取得による支出	177	13	△ 164					
財務活動による支出	-	-	-					
助成金の交付による支出	-	-	-					
厚生年金勘定へ繰入による支出	-	-	-					
計	463,584	482,721	19,137					
翌年度への繰越金	24,713	32,279	7,566					
資金収入								
業務活動による収入	463,163	468,425	5,262					
国庫補助金収入	317,229	316,618	△ 611 ※1					
貸付金の回収による収入	59,603	61,325	1,722 ※7					
貸付金利息収入	6,692	5,908	△ 784 ※4					
長期借入による収入	57,600	46,600	△ 11,000 ※8					
寄付金の受入による収入	22,025	36,181	14,156 ※9					
基金利息の受取額	5	5	0					
その他の業務収入	8	1,786	1,778 ※6					

利息の受取額	0	0	0
投資活動による収入	—	24,849	24,849
定期預金の払戻による収入	—	24,849	24,849
敷金保証金の返還による収入	—	0	0
財務活動による収入	1	0	△ 1
民間出えん金の受入による収入	1	0	△ 1
政府出資金の受入による収入	—	—	—
計	463,164	493,275	30,111
前年度よりの繰越金	25,132	21,725	△ 3,407

(注) 百万円未満の端数を切り捨てているため、各欄積算と合計欄の数字が一致しないことがある。

- ※1 交付補助金の実績減
- ※2 貸付金の実績減
- ※3 繰上返済による増
- ※4 予算積算金利と実行金利の相違等による減
- ※5 配付寄附金の実績増
- ※6 補助金返還額の増頭
- ※7 繰上償還等による増
- ※8 貸付金の実績減による借入金の減
- ※9 受入寄付金の実績増

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3-5	短期借入金の限度額		
当該項目の重要度、難易度	設定なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	-

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
-	-	-	-	-	-	-	-	-

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
	5 短期借入金の限度額 短期借入予定なし	5 短期借入金の限度額 短期借入予定なし			<評価と根拠> <課題と対応>	評価	-

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-1	その他業務運営に関する重要事項 内部統制に関する事項		
当該項目の重要度、難易度	設定なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	-

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価	
				業務実績		自己評価		評価	理由
6. その他業務運営に関する重要 6.1 内部統制に関する事項 法令等を遵守しつつ業務を行い、事業団の目的を有効かつ効率的に果たすため、独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備（平成26年11月28日総務省行政管理局長通知）に基づき業務方法書に定めた事項を着実に運用するとともに、必要に応じ、内部統制を強化する取組の実施及び各種規定の見直しを行う。	4. その他業務運営に関する重要事 1 内部統制に関する事項 法令等を遵守しつつ業務を行い、事業団の目的を有効かつ効率的に果たすため、独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備（平成26年11月28日総務省行政管理局長通知）に基づき、業務方法書に定めた事項（内部監査に関する事項等）を着実に運用するとともに、必要に応じ、内部統制を強化する取組の実施及び各種規定の	4. その他業務運営に関する重要事項 1 内部統制に関する事項 理事長のリーダーシップの下、法令等を遵守しつつ業務を行い、事業団の公共的使命及び中期目標等の達成を効率的に果たすため、以下の取組を行うとともに、必要に応じ、内部統制の充実・強化を図る。 (1) 法人のミッションの周知徹底 中期目標・中期計画を踏まえた事業団としてのミッションを効率的に果た	<指標・目標水準等の考え方> ・内部監査及び監事監査は監査計画を策定し、その計画に沿った監査を実施する。また、各部署は当該監査において指摘された事項について、改善する：達成された場合、B評価とする。	1 内部統制に関する事項 (1) 法人のミッションの周知徹底 理事長のリーダーシップの下、事業団としてのミッションを効率的に果たすため、理事会、運営審議会、執行役員会議等の審議内容について、管理職から職員への会議資料を基にした報告により周知徹底を図った。また、理事会、運営審議会の議事録を内部職員向け共有サイトに掲載し、議事内容の周知を図った。	1 内部統制に関する事項 <評価> B (1) 法人のミッションの周知徹底 <評価> B <評価の根拠> 組織にとって重要な情報であ		1 内部統制に関する事項 <評価> B (1) 法人のミッションの周知徹底 <評価> B <評価に至った理由> 中期計画に定められた通り、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。	評価 B <評価に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。	<評価に至った理由> 中期計画に定められた通り、概ね着

	見直しを行う。	<p>すため、理事会、運営審議会、執行役員会議等における審議内容について、全職員に対して周知徹底を図る。</p> <p>(2) 内部監査の充実・強化 内部監査及び監事監査は監査計画を策定し、その計画に沿った監査を実施する。実施にあたっては、重点項目を定めて業務運営の実状を調査のうえ、業務の効果的かつ効率的執行及び会計経理の適正を図るために必要な助言等を行い、助言を行った事項については、その措置状況を検証する。</p> <p>(3) リスク管理 業務の円滑な運営及び損失の最小化を図るため、各部署へのヒアリングを実施し、リスク因子の把握や発生原因の分析を行う。その結果をもとに、リスク管理委員会においてリスクの評価、当該リスクへの対応策の取りまとめ、</p>		<p>内部統制規程に基づき内部統制委員会を開催（12月18日）し、リスク管理委員会からの更新されたリスクマップ等の報告を基にリスク評価結果について審議した。</p> <p>事業団の抱えるリスク・リスクの顕在化を防ぐため、部署ごとにリスクの内容と対応状況等を職員に周知した。</p> <p>(2) 内部監査の充実・強化 ○内部監査・監事監査 以下のとおり内部監査、監事監査を実施した。 なお、内部監査及び監事監査の結果については、対象部署の監査終了後「監査結果報告書」を作成し、理事長に報告している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内部監査 <table border="0"> <tr><td>私学経営情報センター</td><td>6月14日</td></tr> <tr><td>融資部</td><td>10月31日</td></tr> </table> <p>適正に業務が行われていることを確認した。</p> ・監事監査 <table border="0"> <tr><td>(定期監査)</td><td></td></tr> <tr><td>月例監査（毎月実施）</td><td></td></tr> <tr><td>決算監査（九段）</td><td>5月31日 経理第一課</td></tr> <tr><td>(業務監査)</td><td></td></tr> <tr><td>企画室</td><td>8月 3日</td></tr> <tr><td>契約課</td><td>8月 30日</td></tr> <tr><td>人事課</td><td>10月 16日</td></tr> <tr><td>補助金課</td><td>11月 6日</td></tr> <tr><td>総務課</td><td>11月 27日</td></tr> </table> <p>(3) リスク管理 ○中期目標の達成を阻害する課題（リスク）の把握と対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・30年度のリスクの状況について、各部署に対してヒアリングを実施した（9月6日～28日）。その結果をもとに、各リスクの発生可能性や発生した場合の影響度の見直しに合わせ、また、既に対応しているものや、新たに発生したもの等の精査を行い「リスクマップ」及び「リスク内容総括表」に反映させた。 ・リスク管理委員会を開催（11月26日）し、リスク管理について検討・審議の上、リスクの評価結果を決定した（12月3日決裁）。 ・リスク管理委員会での審議結果について、内部統制規定に基づき内部統制委員会を開催（12月18日）し、リスク管理委員会からの更新されたリスクマップ等の報告を基にリスク評価結果について審議した。 	私学経営情報センター	6月14日	融資部	10月31日	(定期監査)		月例監査（毎月実施）		決算監査（九段）	5月31日 経理第一課	(業務監査)		企画室	8月 3日	契約課	8月 30日	人事課	10月 16日	補助金課	11月 6日	総務課	11月 27日	<p>る理事会等での審議内容を全職員に周知した。特にリスク管理については内部統制委員会を開催し、その審議結果を全職員に周知したこと等、年度計画どおりに実施した。</p> <p>〈課題と対応〉 なし</p> <p>(2) 内部監査の充実・強化 〈評定〉 B</p> <p>〈評定の根拠〉 内部監査については中期計画及び年度計画に基づき監査計画を策定し、定期監査を実施するとともに、必要な助言等を行った。</p> <p>〈課題と対応〉 なし</p> <p>(3) リスク管理 〈評定〉 B</p> <p>〈評定の根拠〉 事業団の目的や中期目標の達成を阻害する要因（リスク）の把握と対応に努めた。</p> <p>〈課題と対応〉 なし</p>	<p>実に業務が実施されたと認められるため。</p> <p>〈評価すべき実績〉 組織にとって重要な情報である理事会等の審議内容を全職員に周知した。リスク管理についても内部統制委員会を開催し、その審議結果を全職員に周知するなど、年度計画通りの実施をした。</p> <p>〈今後の課題・指摘事項〉 —</p> <p>〈その他事項〉 —</p> <p>(2) 内部監査の充実・強化 (評定) B 〈評定に至った理由〉 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。</p> <p>〈評価すべき実績〉 中期計画及び年度計画に基づいて監査計画を策定し、定期監査を実施するとともに必要な助言等を行った。</p> <p>〈今後の課題・指摘事項〉 —</p> <p>〈その他事項〉 —</p> <p>(3) リスク管理 (評定) B 〈評定に至った理由〉 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。</p> <p>〈評価すべき実績〉 ヒアリングやリスク管理委員会により、事業団の目的や中期目標の達</p>
私学経営情報センター	6月14日																											
融資部	10月31日																											
(定期監査)																												
月例監査（毎月実施）																												
決算監査（九段）	5月31日 経理第一課																											
(業務監査)																												
企画室	8月 3日																											
契約課	8月 30日																											
人事課	10月 16日																											
補助金課	11月 6日																											
総務課	11月 27日																											

			<p>対応策の推進状況の点検について検討・審議し、リスクの顕在化防止及び危機対応等を行う。</p>	<p>○年度計画の進捗管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・29年度計画の実績については「日本私立学校振興・共済事業団助成業務に関する平成29年度計画業務実績自己評価書」として取りまとめ、6月26日の理事会での審議を踏まえて決定し、6月29日付けで文部科学省に提出した。 また、30年度計画の実績については、中期計画・実績評価部会（11月15日、31年2月5日）において、各課実績について報告・協議し、年度計画の達成を阻害する要因の把握・対応を行うことにより進捗管理を行った。 		<p>成を阻害する要因の把握を行うとともに対応に努めた。</p> <p><今後の課題・指摘事項></p> <p>—</p> <p><その他事項></p> <p>—</p>
--	--	--	---	--	--	---

4. その他参考情報						
特になし						

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-2	情報セキュリティに関する事項		
当該項目の重要度、難易度	設定なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	-

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
-	-	-	-	-	-	-	-	-

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	理由
6.2 情報セキュリティに関する事項 引き続き、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準(サイバーセキュリティ戦略本部決定)」に沿って策定した情報セキュリティ・ポリシーに基づき、情報セキュリティ対策を推進することに加え、サイバーセキュリティ戦略本部が実施する監査において特定される課題を解決することとし、以下の取組を行う。	2 情報セキュリティに関する事項 政府機関統一基準に沿って見直した事業団情報セキュリティ・ポリシーに基づき、情報セキュリティ対策を推進することに加え、サイバーセキュリティ戦略本部が実施する監査において特定される課題を解決することとし、以下の取組を行う。 (1) 毎年度、全職員を対象とした研修を実施する。	2 情報セキュリティに関する事項 政府機関統一基準に沿って見直した事業団情報セキュリティ・ポリシーに基づき、情報セキュリティ対策を推進することに加え、サイバーセキュリティ戦略本部が実施する監査において特定される課題を解決することとし、以下の取組を行う。 (1) 全職員を対象とした研修を実施する。	<指標・目標水準等の考え方> ・毎年度、全職員を対象とした研修を実施する：達成された場合、B評価とする。 ・情報セキュリティ内部監査の実施：情報セキュリティ監査計画を策定し、2年間で全ての部署に対して監査を行う：達成された場合、B評価とする。	2 情報セキュリティ対策を推進する取組 情報セキュリティ対策を推進する取組として、(1)(2)の取組を行った。 また情報セキュリティ対策を踏まえて助成システムの最適化を図るため、コンサルタント業者の提案を基にシステム最適化の基本計画を策定する取組を行った。 (1) 全職員を対象とした研修の実施 「情報セキュリティポリシー実施手順書」に基づき、私学振興事業本部に勤務する者に対して、「自己点検票」による調査を実施した(7月26日)。 ・8月9日：回答期限、提出は100%であった。 ・8月27日：「自己点検に基づく改善チェックリスト」を共有フォルダに掲載し、全職員に周知した。 ○全役職員を対象とした情報セキュリティ研修を実施した(31年2月28日、3月4日 合計2回)。 ○訓練メールの実施 セキュリティ意識の向上を図るため、2回の訓練メールを実施した	2 情報セキュリティに関する事項 (評価) B (1) セキュリティ研修 (評価) B <評価の根拠> 全職員を対象とした研修を実施した。 <課題と対応> なし	評価 B <評価に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 (1) セキュリティ研修 (評価) B <評価に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 <評価すべき実績> 全職員を対象とした研修を実施した。 <今後の課題・指摘事項> - <その他事項>	

		(2) 情報セキュリティ内部監査を実施する。情報セキュリティ監査計画を策定し、2年間で全ての部署に対して監査を行う。	(2) 情報セキュリティ監査計画を策定し、その計画に沿って、情報セキュリティ内部監査を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回目 (10月25～30日) ・第2回目 (31年1月24日～29日) <p>※実施後の結果については、情報セキュリティ研修において分析結果等を示し、セキュリティ意識の向上を図った。</p> <p>(2) 情報セキュリティ監査計画の策定及び計画に沿った情報セキュリティ内部監査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「平成30年度情報セキュリティ監査計画」の策定 <ul style="list-style-type: none"> 4月5日：同監査の監査員を情報セキュリティ監査責任者が指名 4月9日：情報セキュリティ監査日程を確定(九段事務所6部署) ○「平成30年度情報セキュリティ監査計画」に基づく監査を実施 <ul style="list-style-type: none"> 8月21日：企画室、システム管理室 9月18日：私学経営情報センター経営支援室、私学情報室 10月17日：融資部融資課、審査・管理室 ○自己点検票の分析結果を情報セキュリティ委員会の構成員等に対して報告した(31年3月29日)。 ○「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」の改定に伴う情報セキュリティ対策基準等の改定等を以下のとおり実施した。(31年3月29日) <ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティ対策基準の改定 ・情報の格付及び取扱制限に関する規定の制定 ・情報格付実施手順書の制定 ・情報セキュリティインシデント対処実施手順書の改定 ・私学振興事業本部 情報セキュリティポリシー実施手順書の改定 	<p>(2) セキュリティ監査</p> <p>〈評定〉B</p> <p>〈評定の根拠〉 情報セキュリティ監査計画の策定及び計画に沿った情報セキュリティ内部監査を実施した。</p> <p>〈課題と対応〉 なし</p>	<p>—</p> <p>(2) セキュリティ監査 (評定) B</p> <p>〈評定に至った理由〉 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。</p> <p>〈評価すべき実績〉 情報セキュリティ監査計画の策定及び計画に沿った情報セキュリティ内部監査を実施した。</p> <p>〈今後の課題・指摘事項〉 —</p> <p>〈その他事項〉 —</p>
--	--	--	--	---	---	--

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-3	事業に関する情報開示		
業務に関連する政策・施策	政策目標6 私学の振興 施策目標6-1 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	・独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第11条、 ・独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条 ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第7条第3項、第8条第1項 ・日本私立学校振興・共済事業団法第12条第5号、第25条第6項、第26条
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	-

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報						②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）								
指標等		達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度		平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
積極的な 情報開示	計画値	100件以上	-	100件以上						予算額（千円）	-	-	-	-
	実績値		-	95件						決算額（千円）	-	-	-	-
	達成率		-	95.0%						経常費用（千円）	-	-	-	-
										経常利益（千円）	-	-	-	-
										行政サービス実施 コスト（千円）	-	-	-	-
										従事人員数	-	-	-	-

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	理由
6.3 事業に関する情報開示	3 事業に関する情報開示	3 事業に関する情報開示	<指標・目標水準等の考え方> ・事業に関する各種情報の開示件数（100件以上(平成25～平成28年度実績平均値：100件)）：達成された場合、B評定とす	3 事業に関する情報開示 (1) 積極的な情報開示 ○私立大学等経常費補助金の交付先等の事業に関する情報開示 ・新聞等への発表 30年度私立大学等経常費補助金については、早期に積極的な情報開示を行う観点から、31年3月の交付決定後速やかに学校別交付額等を報道機関に発表した。 ・広報誌「月報私学」への掲載 * 29年度最終交付状況と配分方法の主な変更点（4月号） * 30年度配分方法の主な変更点（7月号）	3 事業に関する情報開示 (評定) B (1) ホームページ等を活用した情報開示 (評定) B <評定の根拠> 事業に関する情報について、ホームページ等を活用し、必要な情報開示（指標100件に対して開示件数95件）を行	評価 B <評定に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 (1) ホームページ等を活用した情報開示 (評定) B <評定に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。	

<p>ては、ホームページ等を活用した積極的な情報開示を行う。</p>	<p>ては、ホームページ等を活用した積極的な情報開示を行うことにより、事業に関する各種情報の開示件数を毎年度 100 件以上とする。</p>	<p>ことにより、開示件数を 100 件以上とする。</p>	<p>る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> * 私立大学等経常費補助金Q&A (8月号) * 私立大学等経常費補助金Q&A (10月号) * 30年度第一次交付 (12月号) * 会計検査院の現地検査報告 (12月号) ・ホームページを活用した積極的な情報開示 <ul style="list-style-type: none"> * 30年度私立大学等経常費補助金第一次交付の交付状況を掲載した (12月5日)。 * 30年度私立大学等経常費補助金について学校別の交付額を掲載した (31年3月20日)。 * 私立大学等経常費補助金取扱要領・配分基準、特別補助配分基準について、ホームページへの掲載による積極的な情報開示を行うことにより、学校法人における補助金事務の利便を図った (31年3月15日)。 ○受配者指定寄付金の配付先等の事業に関する情報開示 <ul style="list-style-type: none"> 受配者指定寄付金の配付先学校法人名及び配付事業名について配付審査・決定後速やかにホームページに掲載した。掲載日及び配付事業数は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 4月配付分 5月1日：13事業 ・ 5月配付分 6月1日：25事業 ・ 6月配付分 7月2日：22事業 ・ 7月配付分 8月1日：27事業 ・ 8月配付分 9月3日：44事業 ・ 9月配付分 10月1日：24事業 ・ 10月配付分 11月1日：19事業 ・ 11月配付分 12月4日：42事業 ・ 12月配付分 31年1月4日：32事業 ・ 1月配付分 31年2月1日：33事業 ・ 2月配付分 31年3月1日：77事業 ・ 3月配付分 31年4月1日：233事業 合計 591事業 ○若手・女性研究者奨励金の配付先等の事業に関する情報開示 <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度 若手研究者奨励金の配付先等の情報を公開した (採択件数 31件：5月28日)。 ・平成30年度 女性研究者奨励金の配付先等の情報を公開した (採択件数 31件：5月28日)。 ・2019年度 若手研究者奨励金の応募状況を公開した (応募件数 136件：11月20日)。 ・2019年度 女性研究者奨励金の採択状況を公開した (採択件数 62件：31年3月8日)。 ○学術研究振興資金の配付先等の事業に関する情報開示 <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度 学術研究振興資金の配付先等の情報を公開した (採択件数 55件：5月28日)。 ・平成29年度 学術研究振興資金の配付対象研究の成果を記した、「平成29年度 学術研究振興資金 学術研究報告」を公開した (採択件数 95件：11月1日)。 ・2019年度 学術研究振興資金の応募状況を公開した (応募件数 142件：10月24日)。 ・2019年度 学術研究振興資金の採択状況を公開した (採択件数 41件：31年3月8日)。 	<p>った。</p> <p>〈課題と対応〉 なし</p>	<p>〈評価すべき実績〉 事業に関する情報についてホームページ等を活用し、必要な情報開示を行った。指標は100件となっているものの、必要な情報開示についてはすべて実施している。</p> <p>〈今後の課題・指摘事項〉 —</p> <p>〈その他事項〉 —</p>
------------------------------------	--	--------------------------------	-----------	--	----------------------------------	---

(2) 公表すべき資料については速やかに開示するとともに、原則として開示と同時にホームページに掲載する。

(2) 公表すべき資料については速やかに開示するとともに、原則として開示と同時にホームページに掲載する。

(2) 公表すべき資料については速やかに開示するとともに、原則として開示と同時にホームページに掲載する。

<指標・目標水準等の考え方>
 ・公表が義務付けられている情報のホームページでの公表が速やかに行われたか：達成された場合、B 評定とする。
 <29 年度評価：有識者からの意見>
 有識者から、「公表が義務付けられていないその他の資料についても、平成 21 年度より継続して自主的に公表している点は評価できる。」との意見があった。

○事業に関する情報の開示件数

(単位：件)

補助事業	貸付事業	経営支援・情報提供事業	寄付金事業	学術研究振興基金・資金事業	計
11	18	18	33	15	95

(2) 公表すべき資料についての速やかな情報開示

○法令で公表が義務付けられている資料（更新情報を掲載）

- ・事業団法による公表
 - * 「役職員関係」：4 月 4 日掲載
 - * 「日本私立学校振興・共済事業団 助成業務に関する平成 29 年度計画業務実績自己評価書」：6 月 29 日掲載
 - * 「日本私立学校振興・共済事業団 助成業務に関する平成 29 年度計画業務実績報告書」：6 月 29 日掲載
 - * 「日本私立学校振興・共済事業団 助成業務に関する中期目標期間の業務の実績に関する自己評価書（第 3 期：平成 25 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日）」：6 月 29 日掲載
 - * 「日本私立学校振興・共済事業団 助成業務に関する中期目標期間の業務実績報告書（第 3 期：平成 25 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日）」：6 月 29 日掲載
 - * 「日本私立学校振興・共済事業団（助成業務）の平成 28 年度業務実績評価の結果を踏まえた平成 29、30 年度予算等への主要な反映状況」：6 月 29 日掲載
- ・独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律による公表
 - * 「日本私立学校振興・共済事業団（助成業務）の平成 29 年度における業務の実績に関する評価」：9 月 28 日掲載
 - * 「日本私立学校振興・共済事業団（助成業務）の第 3 期中期目標期間における業務の実績に関する評価」：9 月 28 日掲載
 - * 「役員の数、氏名、任期及び経歴」：4 月 4 日、10 月 30 日掲載
 - * 「職員数」：4 月 13 日掲載
 - * 「調達計画（30 年度）」：4 月 27 日掲載
 - * 「入札結果・契約結果」（毎月）
 - * 「平成 29 事業年度財務諸表、業務報告書、決算報告書（助成勘定）」：11 月 9 日掲載
 - * 「会計検査院の直近の決算検査報告」：11 月 28 日掲載
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律による公表
 - * 「平成 30 年度における環境物品等調達の推進を図るための方針」：4 月 27 日掲載
 - * 「平成 29 年度における環境物品等の調達実績の概要」：6 月 28 日掲載
- ・独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律による公表
 - * 「個人情報ファイル簿」：7 月 3 日掲載

○公表は義務付けられていないが、関連部署と連携し、自主的に最新の情報を速やかに公表した資料

(2) 公表資料のホームページへの掲載

〈評定〉 A

〈評定の根拠〉
 年度計画どおり公表すべき資料は遅滞なくホームページに記載した。

〈課題と対応〉
 なし

(2) 公表資料のホームページへの掲載

〈評定〉 A

〈評定に至った理由〉

評価すべき実績の欄に示すとおり、中期計画に定められた以上の業務の進捗が認められるため。

〈評価すべき実績〉

年度計画通り、公表すべき資料は遅滞なくホームページに掲載をしている。また、公表が義務付けられていない資料についても継続して自主的に公表している。

〈今後の課題・指摘事項〉

—

〈その他事項〉

—

				<ul style="list-style-type: none"> ・総務部 <ul style="list-style-type: none"> * 「役職員の報酬・給与等について」：7月19日掲載 ・財務部 <ul style="list-style-type: none"> * 「貸付事業の実施状況」（毎月） * 「決算等の公告（平成29事業年度）」：11月9日掲載 ・助成部 <ul style="list-style-type: none"> * 「受配者指定寄付金 配付事業一覧」（毎月） ・私学経営情報センター <ul style="list-style-type: none"> * 「平成30年度私立大学・短期大学等入学志願動向」：8月2日公開 ・融資部 <ul style="list-style-type: none"> * 「融資金利表」（毎月） * 「貸付事業の実施状況」（毎月） * 「貸付金に係るご返済について」：4月11日、10月11日掲載 * 「平成31年度融資ガイド」：31年4月8日掲載（30年度版の掲載は3月12日） 		
--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報	
特になし	

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-4	施設・設備に関する事項		
当該項目の重要度、難易度	設定なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	-

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
-	-	-	-	-	-	-	-	-

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価																		
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価												
				業務実績	自己評価	評価	理由											
6.4 施設・設備に関する事項 事業団における老朽化した施設・設備について、必要な改修を実施する。	4 施設・設備に関する事項 事業団における老朽化した施設・設備について、必要な改修を実施する。 平成30年度～平成34年度施設・整備計画 日本私立学校振興・共済事業団（助成勘定） (単位：百万円) <table border="1"> <tr> <th>施設・整備の内容</th> <th>金額</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>事務所改修工事</td> <td>18</td> <td>-</td> </tr> </table>	施設・整備の内容	金額	備考	事務所改修工事	18	-	4 施設・設備に関する事項 事業団における老朽化した施設・設備について、必要な改修を実施する。 平成30年度施設・整備計画 日本私立学校振興・共済事業団（助成勘定） (単位：百万円) <table border="1"> <tr> <th>施設・整備の内容</th> <th>金額</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>事務所改修工事</td> <td>10</td> <td>-</td> </tr> </table>	施設・整備の内容	金額	備考	事務所改修工事	10	-	<指標・目標水準等の考え方> ・中期計画等で定める計画に沿って改修が進められたか：達成された場合、B評価とする。 (計画に基づき、改修を行わない年度については評価を付さない。)	4 施設・設備に関する事項 ○私学振興事業本部事務所受水槽更新工事(7,892千円)	4 施設・設備に関する事項 <評価> B <評価の根拠> 計画のとおり、工事を実施した。 <課題と対応> なし	評価 B <評価に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 <評価すべき実績> 計画のとおり工事を実施した <今後の課題・指摘事項> - <その他事項> -
施設・整備の内容	金額	備考																
事務所改修工事	18	-																
施設・整備の内容	金額	備考																
事務所改修工事	10	-																

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-5	人事に関する事項		
当該項目の重要度、難易度	設定なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	-

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
-	-	-	-	-	-	-	-	-

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	理由
6.5 人事に関する事項 業務に必要な専門知識の向上を図るため、職員の研修の推進を図る。	5 人事に関する事項 業務に必要な専門知識の向上を図るため、毎年度、役職等に応じた研修を実施するなど、職員の研修の推進を図る。	5 人事に関する事項 業務に必要な専門知識の向上を図るため、役職等に応じた研修を実施するなど、職員の研修の推進を図る。	<指標・目標水準等の考え方> ・毎年度、役職等に応じた研修を実施する:達成された場合、B評価とする。 ・毎年度、全職員を対象とした情報セキュリティ研修を実施する:達成された場合、B評価とする。【再掲】	5 人事に関する事項 日本私立学校振興・共済事業団職員研修実施要領（平成12年5月29日理事長決裁）に基づき、業務に必要な専門知識の向上を図るため、役職等に応じた研修を行った。 ○新任管理職研修 ・実施日・参加人数 5月9日:6人（うち助成業務2人） ・目的 新たに課長職に就任した職員に対して、管理職としての職務の遂行に必要な知識、技能等を修得させることを目的として実施した。研修内容は、「労務管理」「ハラスメントの防止」「理事講話」等である。 ○新入職員第一次研修 ・実施日・参加人数 4月2日～5日:18人（うち助成業務6人） ・目的 30年4月採用の職員に対し、職員としての服務及び労働条件に関する諸規程の周知を図るとともに、社会人としてのビジネスマナーやビジネススキルの向上を目的として実施した。 ○新入職員第一次研修（10月1日付採用職員対象） ・実施日・参加人数 10月1日～2日:2人（うち助成業務1人） ・目的 30年10月採用の職員に対し、職員としての服務及び労働条件に関する諸規程の周知を図ることを目的として実施した。なお、社会人経験があることを踏まえて、ビジネスの基礎を取得する研修は	5 人事に関する事項 （評価）B 〈評価の根拠〉 役職等に応じた研修を実施した。 〈課題と対応〉 なし	評価	B
				<評価に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 <評価すべき実績> 役職等に応じた研修を実施した。 <今後の課題・指摘事項> - <その他事項> -			

				<p>省略した。</p> <p>○新入職員第二次研修 ・実施日・参加人数 7月3日～5日：19人（うち助成業務6人） ・目的 第二次研修は、採用後1年未満の職員に対し、事業団の各業務の概要を修得することを目的として実施した。</p> <p>○文部科学省文教団体共同職員研修会 ・実施日・参加人数 第1回 9月19日～21日：2人（うち助成業務0人） 第2回 10月17日～19日：3人（うち助成業務0人） ・目的 中間管理者（係長相当職）を対象に、業務の遂行及び部下を管理・監督するために必要な知識・技能を修得させることを目的として実施した。また組織運営の効率化及び職場の円滑な人間関係の確保を図ることの重要性を学ばせた。</p> <p>○私立学校の活性化に向けた勉強会 ・実施日・参加人数 第1回 6月11日：84人 第2回 7月4日：53人 第3回 10月15日：70人 第4回 12月19日：54人 第5回 31年2月18日：65人 第6回 31年3月13日：60人 ・目的 職員が私立学校の教育条件・経営の改善に向けた様々な取組を支援するため、私学の現状を把握することを目的として実施した。</p> <p>○簿記3級基礎講義 ・実施日・参加人数 7月2日～8月2日：4人（うち助成業務4人） 11月23日～12月25日：2人（うち助成業務2人） 12月10日～31年1月24日：1人（うち助成業務1人） （場所：大原学園東京水道橋校） ・目的 助成業務全般に共通した知識である学校法人会計基準を理解するうえで、必要となる知識を修得することを目的として実施した。</p> <p>○SWOT分析スキル検定 初級資格講座 ・実施日・参加人数 9月29日：1人（うち助成業務1人） （場所：ちよだプラットホームスクウェア） ・目的 目標達成のための戦略ツールの定番であるSWOT分析についての知識を取得し、経営相談業務に活用することを目的として実施した。</p> <p>○課長補佐研修・女性活躍推進研修 ・実施日・参加人数</p>		
--	--	--	--	--	--	--

				<p>3月5日：24人（うち助成業務 8人） （全補佐職を対象に2か年に分けて実施する）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的 課長補佐としての立場、役割を認識し、リーダーシップと問題解決能力の修得を目的として実施した。併せて、管理職に占める女性割合を20%以上とすることを目標に、女性活躍推進のためのキャリア研修を実施した。 <p>○ハラスメント防止研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施日・参加人数 2月12日：110人（うち助成業務 1人） （場所：湯島事務所） 2月19日：96人（うち助成業務 75人） （場所：九段事務所） 両日とも参加できなかった職員に対してはDVD上映による研修を実施した。 ・目的 働きやすい職場環境を整備するために、パワー・ハラスメントやセクシャル・ハラスメントなどの防止を目的として、全職員に対し実施した。 <p>○パソコン研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施日・参加人数 8時間：2人（うち助成業務 2人） （予約制：参加者が受講する時間、校舎を主催者と調整する） （場所：パソコンスクール ISA 新宿校ほか） ・目的 業務をより効率的に行うために、PowerPointの知識や活用方法の修得を目的として実施した。 		
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-6	研修等助成に関する事項		
当該項目の重要度、難易度	設定なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	-

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
-	-	-	-	-	-	-	-	-

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価												
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価						
				業務実績	自己評価	評価						
6.6 研修等助成に関する事項 私立学校教育の振興上必要と認められる私立学校の教職員の研修等に対する助成事業を計画的に実施する。	6 研修等助成に関する事項 私立学校教育の振興上必要と認められる私立学校の教職員の研修等に対する助成事業を計画的に実施する。 平成30年度～平成34年度研修等助成に関する計画 日本私立学校振興・共済事業団（助成勘定） (単位：百万円) <table border="1"> <tr> <th>助成金交付額</th> <th>厚生年金勘定への繰入額</th> <th>計</th> </tr> <tr> <td>84</td> <td>36</td> <td>120</td> </tr> </table>	助成金交付額	厚生年金勘定への繰入額	計	84	36	120	6 研修等助成に関する事項 前年度決算において利益が生じた場合には、これを財源として助成金の交付及び厚生年金勘定への繰入を行う。 <指標・目標水準等の考え方> ・中期計画等で定める計画に沿って助成されたか：達成された場合、B評価とする。 (計画に基づき、日本私立学校振興・共済事業団法第23条第4項に定める残余が生じない場合は評価を付さない。)	6 研修等助成に関する事項 ○助成金等の財源の確保 事業団は国から運営費交付金を受けておらず、学校法人への貸付事業における貸付金利息と借入金利息の差額を財源として人件費を含むすべての事務・事業の実施に係る経費を賄っている。前年度決算において利益が生じた場合には、これを財源として助成事業等を行っていることから助成事業の充実、貸付事業における収益の確保が前提となっている。 29年度決算において、損失を計上したため、30年度は、助成金の交付及び厚生年金勘定への繰入は行わなかった。	6 研修等助成に関する事項 <評価> - <評価の根拠> 助成金の交付及び厚生年金勘定への繰入額は、助成勘定の前年度利益金の範囲内で行うものと定められている。30年度計画では、助成金の交付等を計画していないことから、評価は行わないこととする。 <課題と対応> なし	評価	-
助成金交付額	厚生年金勘定への繰入額	計										
84	36	120										

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-7	中期目標期間を超える債務負担		
当該項目の重要度、難易度	設定なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	-

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
-	-	-	-	-	-	-	-	-

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
	7 中期目標期間を超える債務負担 なし	7 中期目標期間を超える債務負担 なし			7 中期目標期間を超える債務負担 (評価) - (評価の根拠) - (課題と対応)	評価	-

4. その他参考情報
特になし